

むつ市議会第198回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成20年12月12日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第124号 公有水面埋立てに係る意見について

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 24番 新谷 功 議員

(2) 23番 浅利 竹二郎 議員

(3) 7番 野呂 泰喜 議員

(4) 6番 横垣 成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	目時 睦男
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	川端 一義
9番	白井 二郎	10番	岡崎 健吾
11番	千賀 武由	12番	山本 留義
13番	馬場 重利	14番	佐々木 隆徳
15番	富岡 修	16番	菊池 広志
17番	半田 義秋	18番	高田 正俊
19番	山崎 隆一	20番	川端 澄男
21番	中村 正志	22番	村川 壽司
23番	浅利 竹二郎	24番	新谷 功也
26番	富岡 幸夫	27番	村中 徹也

欠席議員（1人）

25番	斉藤 孝昭
-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教員	山本文三	教育長	牧野 正藏
公営企業者	遠藤 雪夫	選挙管理委員会	佐々木 鉄郎
農委	立花 順一	総務部長	新谷 加水
総務部	齋藤 秀人	総務部	工藤 正明
企画部長	阿部 昇	企画部	近原 芳栄
民生部長	佐藤 吉男	保健福祉部	吉田 市夫
経済部長	櫛引 恒久	建設部長	太田 信輝
選挙管理委員会	大芦 清重	監査委員	齋藤 純
教育部長	佐藤 節雄	公営企業局長	佐藤 純一

総副管	務理課	部部長	新	谷	正	幸	企次	画	部長	宮	川	淳	一
企財調	画整	部政監	下	山	益	雄	経副商課	济理工	部事光長	中	嶋	達	朗
総行課	務政	部官長	花	山	俊	春	総広報課	務広	部聴長	井	田	直	樹
企企	画課	部部長	伊	藤	道	郎	企財	画政課	部部長	石	野		了
保福介課	祉福	健部社長	岩	崎	若	男	建都課	設計	部画長	杉	山	重	行
農委事次	員務	業会局長	蛭	名	俊	文	総総務課	務課	部部長	松	尾	秀	一
総総課	務務補	部課佐	村	田		尚	総総行	務務係	部課長	吉	田		真

事務局職員出席者

事務局長	河	野	健	二	次	長	工	藤	昌	志	
総括主幹	山	崎	幸	悦	総括主幹		柳	田		諭	
議事係査	石	田	隆	司	議事係	議事	井	戸	向	秀	明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、12月9日、市長から、今定例会に提出されております平成19年度主要施策の実績報告書の一部に誤謬訂正がありましたので、同日開催された決算審査特別委員会において議員各位に配布しております。

次に、本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第124号 公有水面埋立てに係る意見についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま上程されました議案第124号 公有水面埋立

てに係る意見について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、青森県が寄浪地区の脇野沢漁港区域内における公有水面埋立てに係る免許の出願をしたことにより、青森県知事から当市の意見を求められたので、異議ない旨の意見を述べることにについて、公有水面埋立法の規定に基づき提案するものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議案第124号については、後日審議を行いますので、ご了承願います。

日程第2 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより新谷功議員、浅利竹二郎議員、野呂泰喜議員、横垣成年議員、中村正志議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議員、新谷泰造議員、日時睦男議員、工藤孝夫議員の順となっております。

本日は、新谷功議員、浅利竹二郎議員、野呂泰喜議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

新谷 功議員

○議長（村中徹也） まず、新谷功議員の登壇を求めます。24番新谷功議員。

(24番 新谷 功議員登壇)

○24番(新谷 功) おはようございます。年の瀬を迎えた今日、連日マスコミは、アメリカ発のサブプライムローン問題から発生した世界の金融危機を報道いたしております。我が国もその影響をまともに受けております。我が国が得意とする物づくり現場では、製品をつくっても売り上げが伸びず、現場では生産調整が余儀なくされ、右往左往の状態であります。日本を代表する自動車メーカーのトヨタを初めとする各メーカーは、減産に追い込まれ、かつてなかった大きな雇用不安を招いているのであります。世界同時不況のあおりを受け、大企業による派遣期間労働者の大量首切り、さらには高卒、大卒の採用内定取り消しがあり、大きな社会問題となっております。

12月4日夜、東京日比谷野外音楽堂には2,000人もの非正規労働者や労働組合の関係者が集まり、抗議行動が起きております。僕たちにも2009年を迎えさせてください、寮から追い出さないでください、ホームレスにしないでくださいと悲痛な叫び声を上げております。製造業を中心に非正規社員の削減が相次いでおります。その数は、厚生労働省が把握しているだけでも来年3月までに約3万人と言われております。その数は、日ごとにふえ続けております。産業界全体を眺めると、何十万人にも達すると言われております。我がむつ市にも暗い影を落としておるのであります。

とりわけ心を痛めることは、新卒者の内定取り消しです。12月5日の新聞報道によりますと、「自衛官試験仮合格者県内4割が不採用」という大きな見出しが紙面をにぎわしました。紙面の内容によりますと、来春の県内高校卒業予定者などを対象にした自衛官採用試験で、一定水準に達し仮合格となったものの、結果的には採用予定者とならなかった受験者が約4割に上ったと報道されました。民間企業の内定取り消しに似た状況で、多く

の高校生たちが先行きに苦慮しているという内容でした。少子化などの影響で、近年の自衛官の採用は売り手市場だったが、ことしは不況の影響で再就職先が決まらず、任期を継続する現職自衛官が予想以上にふえたため欠員が減ったことが背景にあるようです。就職担当の男性教諭は、就職活動のピークが過ぎた今になって、のしをつけて返されても、また欠員補充の候補と言われても、生徒たちは卒業しても宙ぶらりんのままだと困惑しております。

アメリカ発のサブプライムローン問題から発してリーマンショックなど、世界的な金融危機の影響が瞬時にこの地にも及んでおるわけでございます。新卒予定者の諸君には、このような状況にも決してめげることなく頑張ってもらいたいと、ただただ願うのみであります。

経済や社会情勢が治安に影響を与えることは、よく知られております。失業者がふえると強盗や空き巣がふえ、勤労者世帯の実収入が減ると暴行や傷害事件がふえると言われております。心配が現実のものとなりました。中央官庁トップの元厚生次官経験者と家族を連続して襲い、問答無用で殺傷する事件は最たるものであります。全くおぞましい限りと言わざるを得ません。こうした事件は、東京秋葉原で起きた連続殺傷事件を思い起こさせます。一触即発、何が起きるかわからない世の中になってまいりました。

県内でもこの1年間を振り返ってみますと、1月9日、八戸市根城のアパートで起きた母子3人殺傷事件。長男の少年19歳がナイフで母親と弟、妹を襲う凶行に及んだのは、いてつく寒い夜でした。どんな家族だったのか、動機は何なのか、長男に対する憎しみはないのか、わからないことだらけの事件でした。

この事件のほかにも、ことし県内では家族間の殺人事件が相次いでおります。同じく1月、弘前

で看護師の次女59歳が寝たきりの母親、当時82歳を殺害。次女は自宅で母親を介護しておりました。八戸市では、長男46歳に殺害された父親76歳の遺体を浴槽に隠し、父親の金を遊びに使い逃亡した事件。4月には、当むつ市でも26歳の息子が父親を暴行のうえ殺害。八戸市では、30歳の母親が小学4年生の長男、当時9歳を殺害。先月にも七戸町で4歳の女の子が自宅玄関で遺体で見つかる死体遺棄事件。また青森市では、39歳の女性が生後間もない乳児の死体を約2年間放置したとして、死体遺棄容疑で逮捕されました。ところが、けさの新聞を見れば、1人だと思っていた死体遺棄事件が、さらに2人発見されたと報道されております。

親が子を殺し、子が親を殺す事件が続いたことし、師走を目前に、再び起きてはならない悲惨な事件でした。事件に遭わぬよう、年の瀬を静かに迎えなければならないという思いでございます。

さて、むつ市議会第198回定例会に当たり、当市における諸問題について、通告の順に従いましてお伺いいたしたいと存じます。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、よろしくご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に、一般行政についてであります。市長就任1年が過ぎた現在の心境及び市政運営についてお伺いいたします。宮下順一郎市長は、平成19年5月31日に急逝されました杉山前市長の継承を掲げ、平成19年7月15日に挙行されました市長選において見事初当選の栄誉を受けられました。

さて、市長は、選挙におきまして、「まちづくりの主役は市民」、無駄を省き、効率よく効果的に市政を運営するに当たり「最少の経費で最大の効果を」、学力、文芸、スポーツの子供の底力の育成を地域でサポートする「こどもは地域のたからもの」、むつ市の農林水畜産業は地域の誇り、地域ブランド化して販売する「むつ市のうまいは

日本一」、地域が連携して医療対策や高齢者、障害者の視点に立ってサポートする「大切なのは地域のきずな」、むつ市で働くを基本に市内企業の充実を目指す「安心して暮らせる毎日が基本」、むつ市に必要な公共事業は積極的に推進する「公共事業は地域の“いしずえ”」の7つの公約を掲げ、中でも「まちづくりの主役は市民」は私の市政運営の基本とするところでありまして、皆様には情報公開を徹底し、皆様のさまざまな意見を酌み上げる新しい仕組みをつくって、市民に開かれた行政を展開してまいりたいと述べられました。

このようなことを踏まえて、おでかけ市長室、出前講座を実施し、市政に対する市民の声を直接お聞きするとともに、市政だよりに投稿用紙をつけた市長への手紙により私にダイレクトに意見や提言等が届くような取り組みや、市政だよりインターネットなど、現在実施しております。広報広聴機能を高めながら、市民の皆様の市政に参加しやすい体制を整えてまいりたいと述べられました。

さらに市長は、就任のあいさつの中で、職員に対して意識改革を強く訴えられました。具体的には、今している仕事が果たして市民のため、むつ市のためになっているかどうか自問自答してほしい、しっかりと見詰め直すことによって新たなる提案をしてほしい、常に初心に戻り、自己を点検し評価してほしい、組織と政策は車の両輪である、前例主義にとらわれることなく、新しい発想をもって職務に邁進してほしいと述べられております。

また市長は、むつ市議会第196回定例会、平成20年6月において、私の質問で市長の政治姿勢を問うたところ、自分は機会あるごとに「まちづくりの主役は市民」であるということをしり上げ、行政情報の公開を徹底する中で開かれた行政を推し進め、広報広聴機能を高めることで市民の声を

聞き、これを市政に反映させ、市民とともに市政運営を図る、いわゆる市民協働のまちづくりを目指していくと述べられました。

市長は、市の今後10年間のまちづくりの将来像、いわゆる基本理念を「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」とするむつ市長期総合計画をむつ市議会第193回定例会において基本構想として述べられました。7つの公約は、まことに無理がなく、むつ市民6万人余に気張ることなく、淡々とその思いを述べられております。そこで、次の2点について具体的にお伺いいたします。

1点目は、市長は就任後、市民と協働したまちづくりを実現するため市民の生の声を聞く新たな取り組みをしているが、その中ではどのような意見が出され、これをどのように今後の市政運営に生かしていくのかお伺いいたします。

2点目は、市職員、特に分庁舎職員についてお伺いいたします。市長は、就任後のあいさつの中で、職員に対して意識改革を強く訴え、先ほども述べましたが、具体的には今している仕事果たして市民のため、むつ市のためになっているかどうか自問自答してほしい、しっかりと自分を見詰めてほしい、常に初心に返り自己を点検評価してほしい、前例主義にとらわれることなく新しい発想をもって職務に邁進してほしいと述べられました。優しく職員を諭し、かつ奮起を促しているのだが、いまいち私から見れば、職員諸君の考え、行動が市長の思いとかけ離れている感じがしてなりません。具体的に述べればいいのですが、職員個人個人にかかわる問題に発展するので、今回は苦言を呈しつつ、この辺でとどめておきたいと思っております。

市長は、時には優しく、時に熱い思いで語ろうとも、いま一度職員の意識が盛り上がらない感じを強くするのであります。笛吹けど踊らずの感を強くするのであります。職員諸君は、いま一度奮

励努力せよと私は声高らかに述べたいと思っておりますが、市長のご所見を伺っておきたいと存じます。

次に、来年度迎える市制施行50周年についてお伺いいたします。むつ市は昭和34年9月1日に旧田名部町と旧大湊町が合併し、大湊田名部市として県下8番目の市制を施行いたしました。翌年の昭和35年に全国初の平仮名の市「むつ市」と改称したことは皆様ご承知のとおりでございます。全国で初めての平仮名の市ということで、何かにつけて全国の自治体から注目を集めた次第でございます。このことが契機になって、全国に平仮名の市が数多く誕生いたしました。そして、後にひらカナサミット会議が、政治、文化、教育、経済の各分野にわたって開催され、第3回ひらカナサミットは当むつ市で開催されました。私が一般質問で提案し、実現した経緯がございますので、なおさら思い入れが深く、懐かしく感じられる次第でございます。

平成元年9月1日に市制施行30周年記念式典、平成11年8月28日には「輝けみらい、私たちのまちむつ市」として市制施行40周年の記念式典とともに下北文化会館で施行されました。私は、議会に身を置く者として、30周年、40周年の式典に招待され参加いたしました。また、このたび市制施行50周年記念を迎えるに当たっては、深い感慨を抱くのでございます。

40周年のときの記念式典のプログラムを拝見しますと、記念式典の式辞は当時の杉山肅市長、あいさつは議会を代表して当時の議長のあいさつ、来賓の祝辞は青森県知事木村守男氏、青森県市長会を代表して青森市の佐々木誠造氏、姉妹都市であります会津若松市長の菅家一郎氏が出席し、祝辞をちょうだいし、厳かな中にも華やかさにぎやかさが交じった式典でございました。

来年度迎えます市制施行50周年は、平成の大合併により旧むつ市、旧大畑町、旧川内町、旧脇野

沢村と合併して5周年を迎えます。合併を結婚に例えるならば、50周年は金婚式であり5周年は木婚式であります。5年の歳月を費やし、地面に根を張り、幹が大きく成長し、枝の先には葉と芽をつけ、花を咲かせ、主に種子を持って繁殖するという意味合いがありますが、むつ市の木はどこまで成長したのでしょうか。来年度は、新生むつ市の記念すべき節目の年になるわけであります。そこで、次の点についてお伺いいたしたいと存じます。

来年度市制施行50周年を迎えるに当たって、市では市政だより等により市民並びに市職員からアイデアを募ったと伺っておりますが、アイデアの内容及び件数をお知らせいただきたいと思います。

また、これを受けて市ではどのようなものを企画しているのか教えていただければ幸いです。

次に、3点目の公務員の不祥事についてお伺いいたします。最近マスコミ報道によりますと、公務員の不祥事が毎日のように新聞紙上ににぎわしていることは市長もよくご存じのことと思えます。職員600人余のトップとして、毎日心の安まることなく過ごしておられるのではないかとご推察申し上げます。

事件の事例を具体的に列挙してみたいと思えます。平成20年9月30日、青森市教育委員会の職員が市内の家電量販店で電化製品万引き、36歳の男性職員を懲戒免職。同氏は2007年7月末にも市内書店で道路地図2冊を万引き、停職6カ月の懲戒処分を受けておりました。

平成20年10月1日、青森市営バスの運転手、9月17日の朝、酒気帯び状態で出勤、10月1日から停職6カ月とする懲戒処分。今回で2回目だそうです。

平成20年10月2日、弘前地区消防事務組合東消

防署碓ヶ関分署消防副士長、男性36歳、速度制限40キロのところを47キロ超過、1カ月の停職処分、免許取り消し処分。この副士長は、2005年にも信号無視の前歴あり、そのとき停職1カ月を受けております。

平成20年12月1日、県農林部水産政策課担当職員による県育成のリンゴ花の品種の登録抹消問題。この職員は、11月30日に退職いたしております。

平成20年12月2日、元厚生次官診察報酬不正請求事件。

平成20年12月8日、京都家裁書記官、振り込め詐欺に便宜の疑いで逮捕。偽造有印私文書行使の疑いでございました。

平成20年12月9日、青森県西北地域農林水産部で行われた不正経理事件、国庫補助事務を不正に流用し、パソコンを5台買った。5台のパソコンは、所在不明。

数え上げれば切りがございません。公務員の不祥事を語るに当たって、絶対見逃せないのが大分県教員採用試験及び昇任にかかわる事件であります。私は、このことをむつ市議会第197回定例会の一般質問で取り上げました。まことに考えられない事件であり、その全貌が明るみになるにつれて、その根の深さに唖然としております。公務員の不祥事事件としては最も悪質であり、とても許されない行為だと思っております。

むつ市においては、このような不祥事があるのかどうかお伺いいたします。また、そのような不祥事が起きた場合の対応及び防止策についてお伺いいたします。

以上で私の壇上からの質問を終わらせていただきます。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

まず、市長就任1年が過ぎた現在の心境及び市政運営についての第1点目、市長就任後、市民と協働したまちづくりを実践するため市民の声を聞く新たな取り組みの中でどのような意見が出され、これをどのように今後の市政運営に生かしていくのかとのご質問であります。

新谷功議員ご承知のとおり、私は市政運営の基本理念の一つとして「まちづくりの主役は市民」であるということをお申し上げております。これは、市民の皆様へ情報公開を徹底する中で、広報広聴機能の充実を図り、市民一人一人の声を市政に反映させ、市民と協働した市政を運営してまいりたいという強い思いからであります。これらの実践的な取り組みとして、市長への手紙やお届け市長室を初め出前講座等を実施してまいりました。また、市の公式ホームページを活用して、より鮮度の高い情報公開にも努めてまいったところであります。

市長への手紙では、これまで3回の実施で144通の手紙をいただき、市役所を初めとする公共施設の開庁時間や観光シーズンの観光案内所設置、雇用など、行財政改革から観光、産業振興、自治体病院に関するものまでさまざまな分野に対する意見、要望等をいただいております。

お届け市長室では、本年2月の脇野沢地区を皮切りに、これまで6地区で開催し、その地区その地区が持つ特有の課題などについて懇談を深めてまいりました。これら市長への手紙やお届け市長室、市の公式ホームページ等を介して届けられた声を通して、市民が今何を考え、私に何を一番求めているのか、徐々に見え始めてまいりました。

今むつ市は、財政再建という大命題のもと、解

消しなければならぬ幾つかの問題も抱えておりますが、市民との協働したまちづくりの精神を貫き、市民の皆様の声に直接伺う取り組みは今後とも継続し、市民とともにこの問題を一つ一つ解決してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

次に、市職員、とりわけ分庁舎職員の執務態度についてのご指摘であります。新谷功議員は、笛吹けど踊らずと表現されましたが、私は機会あるごとに分庁舎へ出向き、職員に対して行政運営に対する私の思いを伝えておりますし、また庁内LANを通して全職員に対し、時には市長への手紙などで寄せられた接客態度に関する戒めやお礼などを交え、その時々のおもいも伝えております。そしてその思いは、本庁舎、分庁舎の職員を問わず伝わっているものと認識いたしておりますし、職員も実践してくれていると思っております。

新年度においては、分庁舎所長の権限及び広報広聴機能の強化など、分庁舎の機能強化を盛り込んだ組織改編、改革を予定して、笛吹いて踊らず方策にも意を用いておるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、来年度迎えるむつ市制施行50周年記念事業についてお答えいたします。まず、市民から応募のあったアイデアにはどのようなものが何件くらいあるのか、またこれらを受けて市ではどのような事業を考えているのかというご質問であります。関連いたしますので、一括してお答えいたします。

新谷功議員ご発言のとおり、むつ市は昭和34年9月1日に旧田名部町と旧大湊町が合併し、県下で8番目となる大湊田名部市として市制を施行いたしました。翌年の昭和35年8月1日に全国初の平仮名の市名「むつ市」と改称いたしました。今年、平成29年9月1日をもって半世紀の節目となります。市制施行50周年を迎えることとなりま

す。また、バブル崩壊後の厳しい社会経済情勢を背景に始まった平成の合併におきまして、平成17年3月14日には旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村と合併し、新生むつ市となってから来年度は合併5周年を迎えることにもなります。この間、本市が下北地域の中心都市として着実に発展してまいりましたのも、社会経済情勢の変化等からくる幾多の苦難に立ち向かい乗り越えてこられた先達のためご努力のおかげと心から敬意と謝意を表する次第であります。

市では、これまでも10年を一つの節目として、記念式典や記念行事等を実施してまいりましたが、50年はまさに半世紀でありますことから、この大きな節目の年を新生むつ市が未来に向かう飛躍の年と位置づけ、種々の記念事業を展開してまいりたいと考えております。

お尋ねの記念事業のアイデアにつきましては、本市の財政状況等にかんがみ、創意工夫のもとに費用対効果を考慮のうえ提案いただくことを前提に、市政だよりや市のホームページでアイデアを公募しましたところ、内容に重複が見られるものの、市民の方々からは48件、職員等からは64件の計112件のさまざまなアイデアをいただきました。

ご提案いただきました事業の趣旨をかいつまんで申し上げますと、合併した旧町村も含み、多くの市民がこぞって楽しみながら一体感を感じられるものとして、旧4市町村の神楽やお祭りなど、伝統芸能のお披露目や、姉妹都市である会津若松市との交流を促進するもの、またむつ市の将来の環境保全等に結びつけていく植林事業などが提案されました。これを受けまして、庁内に準備委員会並びに幹事会を組織し、提案されましたものをその内容等から3種類に区分しながら検討を重ねてまいりました。

1つ目には、記念事業としては欠かせない定番とも言える必須の事業、2つ目は、記念事業とし

て特別に実施する事業、3つ目は、例年行っている市の主催事業や各種団体及び企業等が行っている既存の事業に市制施行50周年及び合併5周年の冠を付して行う事業であり、このたびその大枠を固めたところであります。市が主催する事業、協賛をいただく事業等それぞれ相手方があり、具体的な詰めの調整も残っております。また、予算編成との関連も含めまして、今後の変動もあり得ますことから、しかるべき段階で議員及び市民の皆様にお示ししたいと考えておりますが、現段階におきまして必須の事業として予定しておりますものに記念式典のほか、市勢要覧や記念誌的な位置づけの「むつ市50年のあゆみ」の発行及び合併とともに廃止されております市の花、木、鳥の制定、また新たな行政サービスの拠点となる新庁舎の内覧会も記念式典に合わせるなどして実施したいと考えております。花、木、鳥につきましては、市民の皆様のご意見をいただくとともに、制定委員会を設けるなどして制定し、記念式典における発表も予定しているところであります。

そのほか特別事業として、しもきた克雪ドームを会場に県内外の食や会津若松市との物産による交流、旧4市町村の伝統芸能の披露、地元バンドの演奏会などが一堂に会するイベントや、将来のむつ市を担う子供たちに夢と希望を抱かせるものとして、プロ野球の名球会OBクラブによるふれあい野球教室や地元チームとの対戦等、またシニアの方々に人気の高いテレビ番組であります「なんでも鑑定団 出張鑑定大会 in むつ市」の開催も予定しております。いずれにいたしましても、老若男女多くの市民の皆様方が参加し楽しめるもの、本市の特色を生かすもの、また将来につなげていける事業やイベントを通じて市制施行50周年及び合併5周年を祝い、新生むつ市の速やかな一体感の醸成が図られること等を基本軸に据えながら、あわせて全国にむつ市を発信しアピールする

機会ともすべく記念事業の展開を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、公務員の不祥事についてのご質問にお答えいたします。新谷功議員もご承知のとおり、公務員全体、ひいては地方公務員に対する国民の注視が年々厳しくなっていることは改めて言うまでもありません。旧むつ市におきましては、昭和57年に懲戒処分としては最も重い懲戒免職となった事件がありましたが、職員個人に係る目に余るようなゆゆしき不祥事は、それ以降は発生しておりません。当然ながら、職員に対しては職務上の義務違反等のもとより、各種の公職選挙時あるいは年末年始といった節目節目において、綱紀粛正の喚起と服務規律の確保について周知徹底しております。特に交通違反行為等については、道路交通法の罰則規定がますます厳しくなっていることもあり、速度超過についても懲戒処分の対象となっており、交通違反行為等をした職員の懲戒処分等の基準を定める規定に基づき、交通事故や交通違反があった場合は迅速に所属の長、さらには総務課長へ報告するよう義務づけており、事件の内容によっては私も報告を受けております。無論交通事故や交通違反のみならず、明らかに懲戒処分に相当する事件については、むつ市職員懲戒等審査委員会規定に基づき副市長を委員長とする懲戒等審査委員会を招集し、事件の審査結果を受けて処分を決定しております。

また、懲戒処分の状況についても平成17年度よりむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、9月下旬発行の市政だよりにおいて前年度の状況を公表しております。いずれにいたしましても、公務員は全体の奉仕者であるという法の理念を自覚させるとともに、公務内及び公務外を問わず、公務員として信用失墜となる行為を厳に慎み、市民の信頼を損なうことのないよう、

今後とも機会あるごとに全職員に対して綱紀の粛正を喚起してまいりたいと存じます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） ありがとうございます。まず最初に、市長就任1年が過ぎた現在の心境と市政運営について。

市長は、就任以来市民の多くの皆様方のご意見を吸い上げるために、市長への手紙あるいはおでかけ市長室、出前講座等を企画してまいったわけでございます。市長への手紙は3回実施し、144通の手紙を受けたと。出前講座では3回でしたか行って、市民の市長に対するそれなりの思いはだんだんよくわかってきたと、それゆえ私はそのような意見、要望はこれからの市政運営に参考にしていきたいと。また、今後ともこういう取り組みは継続して行っていく旨の答弁がありました。私も、これは結構なことだと思います。市長の思いは、合併したこの新生むつ市の地域間の市民の一体感の醸成を形づくっていくということが根底にあるのではないかなと、このように思っておるわけでございます。

そして、さらに市長は、お金がかからなくて、そういう施策を進めていくというも心の中に大変あるのではないかなと、このように思っておるわけでございます。どうぞ市長におかれましては、これからも多くの市民の声を聞いて市政に反映させていただきたいと、このように思うわけでございます。よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、分庁舎の職員、私は笛吹けど踊らずという表現を用いましたが、市長は笛吹いて踊らずというようなことで、あうんの呼吸で、その気持ちはわかるような気がします。私が言いたいこととちょっと違うところもあるのですが、私は職員はそれなりに学習して、最近では市長、職員の仕事、仮に設計、積算業務におきまして、コンサルタントにすべて丸投げして、そこで受けたも

のはきちっとその設計思想に合っているかどうか、あるいはその目的に沿っているか、それは検証することが大事だと思うのです。そういう点も含めて、職員にはそれなりにきちっと抑えていただきたいと。

また、市民の要望はそっちだ、こっちだとたらい回しにしないできちっと受けて、責任を持って対処していただきたいと。これは、私が言うまでもなく市長はもう十二分に知っているから、市長は職員に対していろんなメッセージを発していることは私もよく承知しております。どうぞこれからも機会あるごとにそのようにしていただきたいと。市長は分庁舎の所長権限を、今後それらも含めて考えていきますということでございますので、どうぞその点をよろしくお願いしたいと思います。

次に、市制施行50周年のことなのですが、昭和34年ですね、旧田名部町と旧大湊町が合併したのは。それから10年後、昭和44年ですか、10周年やったのです。私幸いにしてこの30周年、40周年にこの立場でもって招待され、参加させていただきました。もちろん市長も出席しておりますけれども、この昭和34年を考えれば、実はふっと私けさこの議場において考えたのですけれども、昭和34年と言えば、村中議長が昭和34年生まれなのですよね。それからくしくも副議長中村正志さんが昭和44年生まれ、10年後に生まれて、この昭和34年、昭和44年のコンビが今むつ市議会を引っ張っているわけで、この時間の経過というものはこうかなと。これから議長は、再び県政を目指すやのお話も伺っておりますけれども、どうぞこれからの若い人はどんどん頑張って、我がむつ市の宮下順一郎市長ともども村中議長も頑張りたいと、こう思うわけでございます。

ところで市長、今の50周年、まことにかたい話で、定番の、この前段はわかります。毎年11月に

なれば、企画部長の依命通達がここ何年か入っているのです。これは本当にそういう財政問題で、こうしなさい、ああしなさい、少し精査しなさい。この財政問題を、市長も機会あるごとに訴えてきている中で、私は少し心苦しい点もあるのです、これから提案しようとしていることが。かたいことばかり市長は言ったけれども、どうでしょうか、市長、式典は式典で結構です。それから、しもきた克雪ドームを利用して、地域間の一体感を醸成するために地域の祭りをドームに集めてやると。これはこれで結構でしょう。市長、いかがなものでしょうか。来年は50周年、次の50周年は、私はもちろん市長も、またこの議場にいる方もすべて迎えることができないのではないかなと、こう思うのであります。ですから、市長、どうでしょうか。式典は式典として、私はそういう合併してから5年、木婚式、それから50周年、おかげさまで市長の熱意が通じて本庁舎移転も決定して、来年のその時期にはもう完成しているのですよね。どうでしょうか、市長、ここで発想の転換をもって、少し祝賀会を考えていただけないものでしょうか。財政事情はよくわかります。しかし、これは市長、考え方によっては、会費をいただいてもこれを私はやるべきでないかなと、このように思うわけでございます。市長も来年のその時期になれば折り返し地点です。どうぞ市長、いかがなものでしょうか。私は、この祝賀会には、議会のOB、あるいは市役所OB、いろいろむつ市に貢献した方々に呼びかけて、そして少し盛大に、こういふときこそ、市内が沈滞ムードのこのときこそ市長、使うときは使ってこの祝賀会を開くということを考えていただけないものでしょうか。私は、この50周年に当たって、そのことを強く市長にお願いしたいと、このように思うわけでございます。市長の決断を求めたいと思います。

それから、今の公務員の不祥事件、昭和57年の

懲戒処分があった以降はそういう事件は発生していないと、これは大変うれしいことだなと、こう思っているわけでございます。市長も演壇からちょっと触れたのですけれども、今ボーナスが入った年末年始、不祥事件の多いのは交通違反ですよ、市長。だから、職員には今まで以上に飲んだら乗るな、この精神をいま一度植えつけてほしいと。もちろん私たちもそうなのですけれども、それをお願いしておきたいと思います。市長、どうでしょうか、この50周年。

それから、定番のそういう行事をやる、あるいは記念誌をつくる、むつ市の花、鳥、木、これももちろんそのとおりです。どうでしょうか、市長、市長の表現でちょっと私呼び起こされた部分があるのですけれども、相手があることもあるわけです。私はふっと考えて、どうでしょうか、金がないから安くやる方法として、例えばよく私はNHKの「のど自慢」が好きで、毎週日曜日見ているのですけれども、そのときには何々市50周年とか30周年のイベントで、NHKさんがよくそういう催し物に協力してくれているのです。例えばNHKの「のど自慢」、あるいは「BS日本のうた」とか、そういうものを働きかける考えがないものかどうか。相手があることという表現を使いましたので、私はそのようなことでないかなと思っておるわけでございます。それらも含めて再度答弁してほしいと思います。

実は私、40周年の当時の企画、それからプログラムを持っているのですけれども、このときは日本の経済、むつ市の経済も大変好調で、予算を1,500万円ぐらいかけているのです、市長、40周年のときは。そして、1年にわたってとは言わなくても、本当に1年間そういう催し物を開いて、市民とともに、その40周年を祝っておるのですよね。そういうことで、来年この市制施行50周年、あるいは合併してから5年、木婚式だと、それが

ら市長が一番に考えておった、市長が市長選に当たって公約した杉山市政後継、それは本庁舎移転と。あなたの今までの考え方がそれなりに市民あるいは議会の皆さんにも私理解がされたから、そのような一番大きな仕事を達成できたのではないかなと、このように思っておるわけでございます。どうぞそういう意味で50周年記念、その辺をもう一度ご答弁いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） お尋ねは2点だったと思います。祝賀会を50周年式典の際に実施すべきではないかというふうなご提言でございました。なるほど非常に景気づけにもなりますし、また地域のさまざまな部分での効果というふうなものも考えられる部分は新谷功議員のお気持ちは重々理解できるところであります。祝賀ムード、非常に盛り上げるということのご提言というふうに承りましたけれども、その部分については私も理解できるところであります。しかしながら、会費制とかさまざまな部分、そういうふうなことで考えましても、やはり4市町村合併の5周年という、非常に多くの人数の方々の参加、こういうことも考えられますし、また限定したご案内というの、またいかがなものかなと、こういうふうなこともさまざま考えて思慮していかなければいけない、こういう思いがありますので、新谷功議員のご提言は、現段階では参考意見としてお預かりをさせていただきたいなと、このように思います。あくまでも参考意見というふうなことでお許しをいただきたいと、このように思います。

また、NHKの「のど自慢」と「BS日本のうた」というふうな、経費がかからなくて、ほかのことをうまく利用というところであれのですけれども、お願ひをして市民の皆様方に市制施行50周年を合併5周年ともどもお祝いする機会をとというふうなこ

と、実際先ほど壇上でもお答えいたしましたように、ありとあらゆるメディアに私直接お願いいたしました。その結果、先ほどの鑑定団の件、これがほぼ決定したということで皆様方にご披露、ご紹介をすることができたわけございまして、相手方があると、この部分におきましては、NHK、また各民放、ありとあらゆるメディア、我々が想定しているメディアを通して、さまざまこの50周年記念に協賛をいただけないだろうかというふうなことで働きかけをしております。NHKの「のど自慢」、またさまざまなメニューがございます。その中で、特別事業の一つとして「のど自慢」になるかもわかりませんし、また「BS日本のうた」になるかもわかりません。また、それ以外のメニューになるかもわかりませんが、それはその他の広報番組とあわせてNHK、またほかのメディアにもお願いをしているということでありますので、それは相手方の判断によるというふうなことで、2月、3月ごろにはご紹介、決定の様子を皆様方にご紹介できる時期になるのではないかなど期待をしているところであります。

公務員の部分につきましては、交通事故の部分、それから年末年始、そういうふうなことでは綱紀粛正、交通安全、これはしっかりと啓蒙をさせていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 市制施行50周年の件につきましては、市長はなかなかおたく、私の意見は理解しつつも参考意見として承っておきたいと、このようなことで、感触がいいなという感じはするのですけれども、これをさらに発展させていただければ、市長、本当に節目の年です。宮下順一郎市長のもとで50周年を祝って、その後の50周年は次の後世の時代に渡していきましょうと。そうやって高らかに50周年のお祝いを市長ともどもして

おきたいと、このように思っておるわけでございます。

市長は就任1年余を過ぎたのですけれども、市長、日曜日の「篤姫」をごらんになっておりますか。それは、毎週見れるかどうかわかりませんが、この「篤姫」、ドラマの冒頭に「女の道は一本道」だと、決して戻れないのだ、戻らないのだと。今この「篤姫」が本当に高視聴率で、とても人気があるのです。この「篤姫」、宮崎あおい、23歳、東京生まれ。実は、これ何で今の国民の老若男女を問わず人気があるかといえ、こういう時代に女の道は一本道だと、戻れないと。そして、薩摩から江戸まで来て、その決意が、彼女は48歳まで生きたのですけれども、部下思い、皆さんは私の家族だと、こう言うのと、また一つは自分の意思がきちっとしている。信念を持って臨んでいることだと、私はこのように考えるわけでございます。

実は先日私の同僚議員、きょうもここに来ておりますけれども、いろいろ宮下市長のことについて、我々は酒を交わしながら話題になったのです。それは、市長の今までの1年余を過ぎたこの政策あるいは公約したことをずっと見れば、そのとおり推し進めてきております。

○議長（村中徹也） 新谷功議員、申し合わせの時間が参っております。

○24番（新谷 功） そして、我々その酒の中で、こうやって市長が頑張っているのだから、我々は応援していこうと。いろいろ立場があったにしても、こういうときにこそ、その市長の思いをかなえさせてやろうと、こういう話も出ておりますので、市長、どうぞ今後も謙虚な気持ちで、もちろん市長はとても謙虚です。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

年末年始、市長、十二分にお体を、御身大切に過ごしていただきたいと、このように申し上げま

して、私の質問を終わらせていただきます。議長のご配慮ありがとうございます。

○議長（村中徹也） これで、新谷功議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 0 7 分 休憩

午前 1 1 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。23番浅利竹二郎議員。

（23番 浅利竹二郎議員登壇）

○23番（浅利竹二郎） むつ市政クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第198回定例会に際し一般質問をさせていただきますので、理事者各位におかれましては、明快かつ具体的なご答弁をお願いいたします。

先ほども新谷功議員がおっしゃいましたとおり、アメリカがくしゃみをすれば日本は風邪を引くの例えどおり、サブプライムローン破綻が起因の世界恐慌が吹き荒れ、おかげで衆議院の解散は吹っ飛び、せっかく事務所開きをした先生方も一時店じまいを余儀なくされるという何とも締まらない話になってきました。また、うわさの定額給付金にしても2兆円という巨費の大盤振る舞いが行われようとしておりますが、何か違うのではないのかなという思いがしてなりません。景気浮揚策をうたっておりますが、目先の解散総選挙対策が本音でありますから、余りにも見え見え過ぎてしらけムードにもなっております。国民にしてみれば、そんなに余裕があるのなら、最初から税金を安くしろと言いたくもなるところであります。

このままでは解散総選挙もおぼつかず、じり貧状態に追い込まれるのが関の山のような気がいたしますが、自民党よ、しっかりしろと声を大にして質問に入ります。

質問の第1は、公共交通機関としての市内路線バスの将来展望についてであります。昨今少子化、高齢化現象が顕著で、また車社会が定着したこともあって、市内路線バスの乗客数は減少の一途をたどっております。また、燃料の高騰とも相まって、路線バス会社は厳しい経営状態に陥っているようでもあり、路線の変更、縮小、廃止等の見直しもたびたび行われてきた経緯があり、会社存続の危惧もうわさされる昨今であります。しかしながら、市内路線バスが担う公共交通機関としての社会的責務を考えれば、単に収益のみの観点から論ずることは許されないことであり、自治体としても自ら公共性の観点を第一義にした相応の助成、支援等が必要と考えられます。

そこで、これらの認識のもとにお尋ねいたします。現在JR、下北交通両バス会社の市内循環、市外定期バスの路線本数と過去3年間での路線廃止、変更、減便数をお知らせください。

次に、来年の夏には市役所の移転が実施され、都市機能に大きな変革がもたらされます。また、数年前に新設され利用者も多い眼科医の利便性の悪さ、そして昨今にわかに進出ラッシュとなりつつある大型商業施設へのアクセス等に対処すべく市内路線バスの運行について総合的な見直しが必要と考えますが、そのことにつき市長にお尋ねいたします。

次に、新聞報道によりますと、家族間で介護する世帯のうち高齢者が高齢者をお世話する70歳以上の老老介護世帯の割合が3割を超えたとあります。超高齢化社会の深刻な生活実態は、このままむつ市にも当てはまり、特に遠隔地、中山間部の多い地域に対してきめ細かな配慮による交通機関

の確保が重要であると考えますが、そのことにつき市長にお尋ねいたします。

質問の第2は、市町村合併後の違和感についてであります。平成17年3月の合併以来約4年になろうとしております。その間、行政も議会も、そして市民も合併効果の実を高めるべく試行錯誤を繰り返しながら、今日に至るまで努力を重ねてまいりました。しかしながら、今だすっかり溶け込んでいるというところには至っていないような気がいたします。旧むつ市と旧町村間の格差、いろいろな格差が存在することは事実ですから、そのことが合併後の違和感としてわだかまっているように感じます。

さて、旧町村での声ですが、合併はしたくなかったというのが本音のようであります。しかしながら、少子高齢化の波に洗われ、急激な人口の減少や高齢社会の出現により、単独では町も村も立ち行かない以上仕方がなかったというところだったのでありましょう。

さて、合併はしたものの旧町村部の人口減少は顕著で、原因としては少子化と旧むつ市内への流出が考えられますが、この関係は都会と地方の関係にも擬せられ、格差と見ることができます。なぜ都会に集中するのか、わかり切ったことながら、職があり、交通が便利であり、病院も買い物も身近にあって、生活をするうえで重宝だからですが、このように旧むつ市と旧町村間の格差について、市長はどのような感想をお持ちなのかお伺いいたします。

次に、旧町村が単独の自治体であったとき、地域の核として役場の果たす役割は大きなものがあったように考えます。地域の核として人が集まり、役場が発注する大小の契約行為によって、地域格差はそれなりに回転したわけでありまして。

ところで、現在市の発注する契約行為はどのような形になっているのでしょうか。それぞれの分

庁舎での契約発注行為は、金額の大小にもかかわらず一括本庁舎が行うのであれば、旧町村の小企業は太刀打できないことは当たり前であります。地元経済を担ってきた小企業の急激な衰退、疲弊を見て、市長はどのような感想をお持ちなのかお伺いいたします。

あわせてこれら脆弱な地元企業に対して今後何らかの対応策の余地はないのかについてもお伺いいたします。

質問の第3は、下北・むつ市経済産業会議についてであります。先日市長より会議の内容について報告書が提出されました。疲弊した経済、雇用の起爆としての位置づけに期待するものでありますが、我々としては具体的に目に見える形での短期、中期の目標値が欲しいわけでありまして。新聞報道にありました産業政策課の担う役割とあわせて、今後の方向性、期待値について市長の所見をお伺いいたします。

次に、独自課税の取り組みとして、法定外普通税及び目的税の創設についてであります。報告書の冒頭に法定外普通税の検討云々が記されておりますが、青森県では既に法定外普通税として核燃料等取扱税が課税されており、また原子力先進地であります新潟県柏崎市等では法定外普通税及び目的税に市町村税として使用済核燃料税を課税している実績があります。このことから、むつ市においても中間貯蔵施設の使用済み核燃料に課税が可能のような気がしますが、そのことにつき市長のお考えをお伺いいたします。

次に、企業誘致にしる雇用の創出にしる、相手があつての交渉であり、下北、むつの地に魅力を感じ、進出を決意させる決定的なものがなければなりません。ただ、自然は豊富ですよだけの売りでは企業の進出を決意させることはできないと考えます。下北、むつの地に企業を誘致し、雇用の創出を促すためのセールスポイントは何かについ

て、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、最近急増しつつあります大型商業施設について、雇用の期待が膨らむところではありますが、雇用の見通し等について情報があればお伺いいたします。

次に、これも新聞報道にありましたが、むつ市が試行的に導入した行政評価制度の委員長所見に、市担当者に将来展望を明確にしたうえでの創意工夫するという積極性に欠ける印象を受けたとのコメントがありました。今むつ市は、地域経済の低迷、雇用の減少、そして市経済の困窮とまさに非常のときであります。非常のときにこそ、市長自らが職員を陣頭指揮し、トップセールスに駆けずり回る覚悟が大事であると考えますが、市長の決意をお伺いいたします。

以上、大きくは3項目につき壇上より質問させていただきました。細部につきましては、ご答弁をお聞きたうえで再質問、要望等をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、公共交通機関の将来展望についてであります。ご質問の1点目、市内路線バスの実態について、現在運行されている路線の本数及び過去3年間の減便等の実績についてのお尋ねにつきましては、企画部長から説明をいたさせます。

ご質問の2点目、市役所の移転、医療機関及び各種商業施設等の進出に伴う路線バスの見直しについてであります。現在運行されている市内循環等の路線は、主にむつ総合病院または中央クリニックモールへ通院する利用者が多いという実態を考慮して路線や運行の時間等を設定していると伺っております。むつ地区におきましては、議員ご発言のように、個人医療機関の開設や宅地分譲

などで地域住民の行動範囲が変化しており、現行のバス路線では十分な対応ができていないということは承知しているところであります。これら地域公共交通の問題につきましては、本年9月に市、バス、タクシー事業者、利用者の代表等で構成するむつ市地域公共交通活性化協議会を設置いたしましたので、議員ご発言の総合的な見直しや新たな運行形態及び経路の設定等について協議の対象としているところであり、利用者の意見、バス、タクシー事業者による対応性及び利用実態等を総合的に見きわめながら、この協議会での協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、高齢化社会における公共交通機関確保の責務についてのご質問にお答えします。浅利議員から超高齢化社会というご発言がありましたので、当市の現状について若干触れさせていただきます。昨年9月の定例会におきましても、他の議員の一般質問にお答えしておりますが、65歳以上の高齢者が全体の半数を超えるいわゆる限界集落と位置づけられる集落が昨年7月末の時点では大畑町木野部地区の1集落、65歳以上の方が4割を超える集落では、川内町畑地区ほか9つの集落が該当しておりましたが、本年11月末現在の住民基本台帳人口では、限界集落に該当する集落は木野部地区に畑地区が加わり、2集落と増加しております。また、65歳以上が4割を超える集落は全体で3集落ふえ、12集落となっております。一般に高齢者は交通弱者と呼ばれる方々であり、特に集落においては地域公共交通の役割はそれだけ高くなってまいります。集落が関係する交通機関の確保ということでは、旧町村が路線の廃止等に伴い補助金を出して路線を維持してきた5つの路線がありますが、現在むつ市全体では、それらの路線を継続して運行いたしております。

この廃止代替等バス路線につきましては、高齢者の通院等の足として欠かせない路線と考えてお

りますが、人口減少等に伴い、年々利用者が減少しておりますことから、事業採算性と公共性、公益性のはざまの中で厳しい局面にあるのも事実であります。議員ご発言の遠隔地や中山間部に対するきめ細かな配慮といったことにつきましては、地域の声を聞きながら、デマンドバスや乗合タクシーなど新たな輸送形態も含め抜本的検討が必要であると考え、先ほど申し述べましたむつ市地域公共交通活性化協議会の議論の俎上にのせていく予定にあります。

また、このことに関しましては、先般行政改革の一環として試行的に実施した行政評価におきましても、コスト対効果の面から再検討が必要といった評価がされているところでもありますことから、地域公共交通活性化協議会での議論を活発化させ、地域の实情に合った輸送形態による利便性の高い公共交通につなげていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、市町村合併後の違和感についてのご質問であります。まず、旧むつ市と旧町村間の格差についてどのような感想を持っているかというご質問ですが、少子高齢化が進む現在の社会情勢の中においては、旧町村部の人口減少は、議員ご指摘のように旧むつ市内への人口移動も一因と考えられますが、旧むつ市内においても人口は減少傾向にあります。これは申すまでもなく、出生率の低下に加え、旧むつ市内においても働く場所が少ないこと等により、若者の域外流出が大きな要因となっているものであります。それぞれが生活を営んでいくうえではいかんともしがたい面もあるということも否定できないものと考えております。

本市のみならず、全国の同様の自治体は、その対策に頭を悩まし、模索を続けているところであります。この現状をただ受け入れるだけでなく、何らかの方策を見つけて対応していかなければな

りません。この後触れさせていただきますが、過日行われた下北・むつ市経済産業会議の場においても、不便などを逆手に活用する手だてを考え、都会の人を誘導することも可能ではないか、そしてそのためには観光や仕事でやってくる人たちを受け入れる体制、もてなす産業の拡大を考えていくべきではないかというご提言などもありました。少子化による人口減少は、受け入れざるを得ない時代の流れとなっておりますが、それならばどのようにして他の地域から人を呼び込むか、また定住へと結びつけるか、そしてそれをどのように地域のコミュニティや地域の産業に生かし、活性化させていくかということについて、地域の皆様とともに知恵を出し合って考えていきたいと思っております。

次に、旧町村の核であった役場が担った発注業務の消滅による地域経済の疲弊についてであります。旧むつ市も含めまして、合併以前にそれぞれの市町村が執行してきた事務事業に伴う地元消費需要が地域経済に与えてきた影響は大変大きいものであると認識しております。合併により発注業務が本庁舎に一元化され、中心部との経済格差がさらに拡大していくのではないかとのご指摘ですが、合併後における工事請負、業務委託及び物品等の発注業務につきましては、平成17年5月の旧3町村商工会からの要望を踏まえ、法令の規定に基づく随意契約制度を活用し、業種、金額に応じ地域性を考慮したうえで発注することとしており、これにより各地元業者の受注機会の確保を図っております。

なお、発注業務の制度につきましては、後ほど総務部長から説明いたします。

次に、地元小企業の急激な衰退、疲弊を見てどのような感想を持っているかというご質問にお答えいたします。現在むつ市の景況は少子化による人口減少や経営者の高齢化が進む中で、後継者不

足という社会的な要因と原材料の高騰や売り上げの減少による収益の悪化などの理由から、これまで地元経済を担ってきた小企業者の経営はかなり厳しい状況に置かれていると認識いたしております。

また、地元企業に対する今後の対応についてありますが、むつ市独自の施策としては、市内中小企業の経営安定のため、保証料を市で負担するむつ市中小企業事業活性化資金特別保証制度、むつ市中小企業小口資金特別保証制度及びむつ市小口零細特別保証制度を設け、利活用を促しているところであります。

また、国で進めている総合経済対策の一つとして、銀行などからの中小企業に対する融資が焦げついた場合、信用保証協会が100%保証して弁済する緊急保証制度が今年度から設けられており、この制度は市町村の窓口で認定を受け、金融機関、信用保証協会の審査を通れば運転資金や設備資金の融資を受けることができるというものであります。現在むつ市内では、この制度に基づく融資について34件の申請があり、現在の経済情勢から、これからもふえてくるものと予想されますが、中小企業庁からの通知では、認定基準の大幅な緩和と弾力的な運用をするようにとの指示が出されており、今まで以上に利用しやすい制度となったことから、関係団体等を通じて利用を呼びかけ、今後も制度の情報提供等のPRに努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、下北・むつ市経済産業会議についてのご質問にお答えいたします。質問の1点目と3点目、そして5点目については、この会議と直接関連する部分でありますので、あわせてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、下北・むつ市経済産業会議は、大学教授や市内の商工農林漁業団体、研究

機関、下北地域に関連する電力会社等幅広い分野から参画をいただき、委員25名で組織された会議であります。前回のむつ市議会第197回定例会においても浅利議員からご質疑があり、触れさせていただきましたが、この会議の趣旨は、下北地域、むつ市の共通する最大の課題である雇用の創出等について意見交換し、その中から具体的な対応策を拾い上げ、元気な下北むつ市を形成していきたいとするものであります。

委員からは、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただき、先般「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」という副題を添えた会議の要旨を取りまとめたところであります。この中で雇用の拡大は地域の文化、住民の意識、地域の教育力、産業界の力、公の意欲などが大きく関連し合う総合的取り組みによって前進するという認識を持って、むつ市の短期的対応策、中期的対応策をまとめております。

委員の皆様からいただいたご意見、ご提言をもとに、来年度において着手したいと考えている短期的対応策の主なものにつきましては、まず情報産業、インターネットの活用を推進する検討会を関係団体と連携し協議を開始いたします。

また、電力事業会社と地域の企業との連携を市がバックアップする体制を組織化し、資機材の受発注を初め地元企業でできる範囲の拡大に関係団体と共同して取り組みます。企業を誘致し、雇用の創出を促すためのセールスポイントは何と考えるかということについてであります。新たに企業に来てもらうためには、議員ご指摘のように、この地域ならではの売り、企業にこの地域で活動してみたいと思わせる何かが必要となります。この会議においては、企業誘致に関して用地面積の確保が容易、土地の価格が安いというほかに県や市町村の支援、助成が強力というのが三本柱であり、特に県や市町村の協力、支援が最近の関心事

である旨のご提言もありました。冷涼な気候や雷が少ないという地域性は、情報関連産業との結びつきにおいて他地域より優位にあるのではないかとのご意見もありました。

また、幾つもの電力事業者が集中するこの地域は、環境エネルギー関連産業に対して魅力のある地域であるということを十分にアピールできる部分でもあります。ただ、これらについては資格や品質保証といった相手方が求める要件にこたえる地域の力がなければ容易なことではなく、また一朝一夕にできるものではありませんので、今後そのような地域の人材育成といった課題に関係団体と連携し、積極的に対処してまいらなければならないと考えております。

これらを踏まえて考えてみた場合、企業誘致に際しての初期的対応から誘致後のフォローアップまでの企業に対する支援、協力が重要な要素であろうと考えるところであります。

企業誘致については、地元産業との効果的な相乗性を考慮しながら、関係団体、地域と連携してトップセールスを行っていきたくと考えております。トップセールスへの取り組みとしては、企業誘致についてももちろんのこと、地元特産品の販売等におきましても、市及び下北を挙げて取り組んでいるという姿勢を外に見える形で示すことが大切でありますので、その意味でトップセールスは地元自治体の熱意、協力の最たるあらわれであり、大いに私自身汗を流す覚悟にあります。それを実行あらしめるためには、来年度において仮称産業政策課を立ち上げるなど、組織体制の拡充はもとより、全庁一丸で情報収集に努め、情報の共有を図ることを督促していくことが肝要であろうと認識を深くしているところであります。

このたびの下北・むつ市経済産業会議のテーマである「産業振興の芽出しを促し、雇用の前進を確実に」をひたすら願い、これからが実質的に始

まりという思いで元気な地域づくりに邁進していく所存でありますので、浅利議員初め議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、質問の2点目、独自課税の取り組みとして、法定外普通税及び目的税の創設についてのご質問についてお答えいたします。ご存じのように、平成12年4月に地方分権推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法が施行されたところであります。これによりまして、税の分野では課税自主権尊重の観点から、従来の法定外普通税に加えて法定外目的税の創設が可能となるとともに、新税の新設に当たっては、国の許可制から協議制に緩和されたところであります。これに伴いまして、財政難に悩む全国各地の地方自治体の中には、財源確保のために法定外税の創設に取り組むところが次々と出てきております。

このような中で鹿児島県薩摩川内市と新潟県柏崎市がふえ続けるサイト内の使用済燃料に着目して、それぞれ平成16年4月と平成15年9月に法定外税条例を制定いたしております。このような状況を踏まえまして、私は国内初の使用済燃料中間貯蔵施設が当市に立地されるに当たり、当該施設に貯蔵される使用済燃料への課税権を行使したいものと5月に報道陣に対しまして、新税の検討を表明いたしましたところであります。その後6月2日には庁内に新税創設事業推進プロジェクトチームを立ち上げて、新税創設実現に向けた検討をいたしているところであります。

市の素案につきましては、施設建設スケジュール及び納税対象者との交渉等の兼ね合いから、今公表する段階にありませんが、国との協議に当たっては、事前に条例を制定しておく必要がありますので、議員の皆様にはしるべき時期に事前に概要をお示しし、ご理解を得たいものと考えて

いるところであります。

次に、質問の4点目、急増しつつある大型商業施設に係る雇用の見通しについて伺いたいとのこととありますが、来年度建設される大湊地区への大型商業施設については、開店が次年度になることから、現時点ではどの程度の雇用人数かはつかみ切れていないところであります。これまでの同様の施設を参考にした場合、30人から40人程度ではないかと考えられるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 公共交通機関の将来展望についての1点目、市内バスの実態についてご説明をさせていただきます。

JRバスと下北交通の市内循環線及び市外定期バスの路線の本数と過去3カ年の路線廃止等についてのご質問とありますが、運行便数につきましては、各事業者が利用の実態調査をもとに、ダイヤ改正の都度各路線について便数の増便を行っておりますことから、すべての路線についてお答えすることになりますと、相当の時間と量となりますので、当該事業者が運行する全路線の平日1日当たりの合計便数での比較ということでご説明をさせていただきます。

まず、JRバス東北大湊営業所が運行する市内路線は、大湊営業所の資料によりますと、下北本線、下北並川団地線、中央町線の3路線となっており、合計で1日44便となっております。平成18年度の合計運行便数と比較しますと、12便が減便となっております。路線の変更廃止は、過去3年間ではございませんでしたが、下北並川団地線を平成21年4月のダイヤ改正をもって廃止する予定となっております。

次に、下北交通株式会社が市内を運行する路線についてご説明をいたします。下北交通からの資料によりますと、路線については市内線むつ病院

循環線など10路線が運行されており、合計で1日37便となっております。平成18年度の合計運行便数と比較しますと、21便が減便となっております。

路線の変更は、過去3年間では、ございませんが、今回12月1日のダイヤ改正から松山団地線が廃止となっております。

次に、むつ市を起点に町村をまたがって運行されるいわゆる生活交通路線についてとありますが、現在むつ佐井線、野辺地線など6路線が運行されており、合計で1日94便となっております。平成18年度の合計運行便数と比較しますと、野辺地線が平成19年度に2便が減便となっております。路線の変更廃止は、過去3年間ではございません。

このほかご質問の3点目にも関連いたしますが、廃止路線等代替バス路線についてとありますが、大畑地区では下北交通が季節限定ではありますが、薬研線と小目名線の2路線、計2便、川内地区では川内交通が湯野川線の1路線6便、脇野沢地区では脇野沢交通が九艘泊線と源藤城線の2路線、計14便を運行しております。平成18年度との比較では変更がございません。

路線の変更等につきましては、過去3カ年では平成18年度と平成19年度に脇野沢地区の九艘泊線ががけ崩れによる通行どめにより臨時的に運休及び路線変更した例はございますが、各路線とも変更はございません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 浅利議員の発注業務にかかわりますお尋ねの部分について市長答弁に補足説明させていただきます。

市長から答弁がございましたように、法令内での配慮といたしまして、130万円以下の工事請負、50万円以下の業務委託等につきましては、各分庁舎において入札によらず随意契約により地元業者

を優先して見積もりを徴して発注しております。
また、130万円を超える工事請負、50万円を超える業務委託等の入札につきましては、本庁舎の契約担当課において発注業務を執行しているところでございますが、その入札につきましては、昨年度まで合併に伴う地域への配慮といたしまして、川内、大畑、脇野沢地区における工事については、その地区の1ランク上と下のランクづけの業者をすべて指名するという制度を採用しておりましたが、特定地域への配慮は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に停職するおそれがあることから、やむなくこれを廃止したところでございます。

なお、工事請負における入札契約事務の執行に当たりましては、良質な工事の施工を確保するため、一定の基準価値を下回る入札があった場合に入札価格について調査する制度として、むつ市低入札価格調査制度実施要綱を制定するなど、さらなる透明性の確保、公正競争の促進、不正行為を排除するための入札契約事務の改善を図っているところであります。

物品の調達につきましては、本庁舎以外の各分庁舎等におきましては、1件が5万円、小・中学校におきましては10万円を超えないものについては各施設で調達できる運用としておりますことから、平成17年5月17日付で物品調達等における地元企業の受注機会の確保について各分庁舎等に通知し、地元業者への発注を要請してございます。

また、本庁舎において必要となる物品の発注につきましても、各地域の地元業者を含め、特定の業者に偏ることなく均等に発注しております。今後におきましても、この方針に沿いまして、既存の予算を有効に執行し、各地域の地元業者に可能な限り配慮した発注業務に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問、要望等をさせていただきます。

まず質問第1の公共交通機関の市内路線バスの将来展望についてでありますけれども、3点の再質問をさせていただきます。

まず、ご説明をいただきましたように、むつ市内の路線バスの状況は、減便、廃止が進んでおりまして、日常生活には不可欠な市民の足がそがれるような方向になっておりまして、お年寄りの交通弱者に対しては暮らしにくい町になりつつあります。

次に、国土交通省の調査によりますと、人口減少と高齢化が進む集落に暮らす住民の約90%は将来とも住み続けたいという回答をしております。そして、その理由としまして、「今住んでいるうちや地域に愛着がある」と答えております。生活の困り事や不安では、「近くに病院がない」、「食料や日用品が近くで買えない」などという調査結果になっておりまして、これらの認識の上に立てば、地域の実情に即した利便性の高い公共交通機関の確保が喫緊の課題であると考えますけれども、先ほどご説明ありましたデマンドバス、乗合タクシー等の実現の可能性はいかがでしょうか。

次に、大湊地区のように、坂道が多いまちでは大型バスではなく海岸線等国道をうねる坂道を小型車両の運行が実態に即していると思っておりますけれども、これらの検討の余地はないのか。

次に、国土交通省が地域の実情に合った交通網に再生する計画づくりを支援する事業を開始したとあります。これは新聞報道にありましたけれども、このようなことに応募すべきではないのかというこの3点についてお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 3点の再質問というふうな

ことでございますけれども、まず現状をお伝えしておかなければいけない、全体で考える中での現状と、これからのことを考える中での現状というふうなことを私なりの見方をお伝えしておかなければいけないのではないかなと。

公共交通機関というのは、やはり文字どおり公共性、公益性、そういうふうなものが求められるわけでありまして。しかしながら、一方、これは当地では民間2社のバスが運行されているわけですが、その部分ではやはり民間事業者でありますので、その収益性の問題、こういうふうな大きな2つのテーマの中での非常に厳しい運営、選択をしていかなければいけない。先般、先ほど壇上でお話をしました協議会の中でもお話を伺いました。市民の要望があって、ある路線を開通したと。ところが、当初はよかったけれども、今運行は1便当たり1.数人と、1.5以下であると、つまり空気を運んでいるような現状もあるというふうな、採算性の問題で非常に大きな負担になっているという現状もご理解をいただきながら、さまざまな部分で今協議会で検討をいただいているというふうなことでございます。

デマンドバス、これも一つの手法としてはあり得るものだと思います。しかしながら、バスの利用者、現在県内では昭和45年ころの約4分の1の利用者になって減少していると。非常にマイカーでさまざま出歩く、回るというふうな形態になってきている。しかしながら、まだまだ当然交通弱者というふうな方々もおるわけでありまして。そのような意味では、何らかの形でその輸送形態、これを見出したいというふうな思いは浅利議員と共有をしているところであります。

そこで、今地域公共交通活性化協議会というふうなことで、協議によって、そのような輸送形態も可能となるということも考えられますけれども、デマンドバス、そういうふうなさまざまな手

法で、ただちに他市の状況を取り入れていいのかというふうなさまざまなその地域の特性がございますので、そういう意味では失敗をしている例、これらもあります。そういう意味では、事業者側が把握をしております需要動向のデータを収集、分析し、そして利用者の方々の意向も聞いていかなければいけない。公益性を考慮しながら、その利益、収益性というふうなことも考えていかなければいけない時代にもう完全に突入しているというふうなことでありますので、地域に適した輸送形態、そして経路、これらについても協議会のほうで協議してまいりたいと、このように考えております。

また、大湊地区の坂道、そして狭隘な箇所というふうな形、各地区にございます。これらも協議会での協議によりまして、乗合タクシー等による運行も考えられるわけでありまして、利用の可能性の分析、これも必要であります。そして実施主体、そして運営費の問題、市として補助を出している今現在の部分もあります。そういうふうなところも踏まえまして検討が必要なのではないかなと。

この協議会には、先ほど壇上でもお話をしましたように、バス、タクシー事業者、そしてまた東北運輸局の関係者、そして利用者の代表者というふうなことで構成をされておりますので、どのような形態での運行が可能になるのかというふうなことをさまざまな立場からのご意見を伺って検討してまいりたいと、このように思います。

3点目の国土交通省が実施するこの交通活性化再生法に基づく地域公共交通活性化再生総合事業という、このことだと思いますけれども、この部分につきましては、協議会において協議を進めてまいりたいと、このように考えます。基本的には、公共交通の活性化を総合的、一体的に推進する前提に立っているというふうなことでございますの

で、これらの情報もまた議員のご発言のご趣旨も協議会の中で生かされていくものではないかなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

どうしてもこれを運行する会社そのものが企業でありますので、費用対効果が優先して論ぜられるわけですけれども、公共性という観点から、市当局につきましては、交通弱者に対するそういう思いやりといいますか、そういうことを整備、確保していただきまして、明るい住みよいまちづくりということの観点で努力してもらいたいと要望しておきます。

次に、質問の第2の市町村合併後の違和感についてであります。いろいろ問題は多々あるのですけれども、合併効果が何となく思わしくないというのは、やっぱり地元の企業が疲弊して、経済がうまくいっていないというのが根底にあるわけです。先ほどいろいろのご説明いただきましたけれども、1点確認をしたいと思います。各分庁舎の権限で少額の入札、随契等が行われるということでもありますけれども、今の各分庁舎の実態、実績、昨年度の入札件数、金額、トータルでいいますので、それぞれの分庁舎の実績をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 浅利議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

各分庁舎における昨年度の発注実績ということでございますが、平成19年度川内庁舎につきましては、工事請負が5件で81万2,700円、業務委託が23件で568万9,127円、物品購入が310件で430万3,234円、トータルで1,080万5,061円というふうになっております。

また、大畑庁舎につきましては、工事請負が3件で329万9,100円、業務委託が45件で924万

8,346円、物品購入が117件で139万9,207円となっております。トータルでは1,394万6,653円。

また、脇野沢庁舎につきましては、工事請負が6件で198万8,940円、業務委託が27件で528万6,591円、物品購入が162件で240万249円、トータルで972万5,780円というふうになっております。

なお、本庁管財課で一括して入札している工事入札分につきましては、平成19年度では川内地区が21件で2億3,062万7,250円、大畑地区が17件で3億5,521万5,000円、脇野沢地区が7件で3,035万6,000円というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

後段の金額の大きい億の単位の金額、これはもう去年で打ち切りということなわけですよ、発注。そういうことではなかったですか。

あと、前段のほうで少額の入札金額等は大体押しなべて1,000万円ぐらいが地域に落ちるような格好になっているのですけれども、いずれにしろこの金額ではなかなか地域経済を潤すということまでには至らぬということだと思います。いろいろな制約があって特定地域での随契発注は困難なようでもありますけれども、合併後の急激な地域経済の疲弊には、今後とも市長として意を用いていただきまして、合併効果の実を上げられるよう希望しておきます。

次に、質問の第3点です。下北・むつ市経済産業会議は、総論はよしとしますけれども、各論についてこれからどんどん詰めていって、いろんな企業、官民が一緒になりまして成果を上げてもらいたいと思います。

それで、その1つに産業政策課の陣容、具体的な任務について簡単にご説明をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新年度の組織の中で、仮称でありますけれども、産業政策課というふうなことを今考えているところであります。これは、このたびの下北・むつ市経済産業会議のご意見等を参考にいたして、その結果むつ市として短期的に、そしてまた中期的に対応しなければいけない、これを具体化していこうという形でまずは基幹的な組織と、こういうふうにとらえていただきたいと、このように思います。

これまで経済部で所管をしておりました、経済部の商工観光課と一部企画部企画課というふうに分かれていた業務、なかなかこれは行政の組織の中で、余りお話をしたくない表現なのですけれども、縦割りの中で横の連携をこれからもっともっと強めていかなければいけないだろうと、こういうふうな気持ちで、その商工観光課と一部企画課のこの部分、その分かれていた業務、これはやはり一元化して商工業の振興とか、商工関係団体の育成、指導、そして企業誘致と。さまざま今まで2つの課に分かれていたものを一元化して雇用の促進とか、それから企業の誘致、そういうふうなものにエネルギーを注いでいくべき必要があるというふうな認識をしておりますので、産業の活性化に関する業務、これを担当する新しい課の創設を指示したというふうなことでご理解をいただきたいと、このように思います。

具体的な事業、そしてまた所掌事務等につきましては、これからじっくりと精査を重ねていくというふうな状況でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

むつ市の未来を形づくる重要なセクションになるわけでございますので、当然市長の指導はありますけれども、課に配置された課長以下陣容は、積極的、斬新なアイデアで、とにかく現状を打破してむつ市のために貢献していただきたいと期待

しております。

次に、法定外課税の創設についてお尋ねいたしますけれども、新税創設事業推進プロジェクトチームの推進状況、それと先ほどお答えにありましたけれども、しかるべき時期にとはどのようなタイミングのことを言っているのか。

それと、法定外課税で具体的な課税額を予測できないか、この3点について簡単にご説明願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新税創設のこのプロジェクトチームの進捗状況でございますけれども、まず6月2日にこの新税創設推進プロジェクトチームということで発足をいたしました。これまで10回近くにわたる会議が開催され、私も3回程度の報告を受けています。それは、そのチームの中では資料の収集、それから分析、検討、そういうふうなことを積み重ねておるところであります。そして、納税対象者、この交渉に向けて今素案づくり、これが行われているところでありますので、現在その粗々の案がつくられておりますけれども、この案について専門的観点からさまざま検証をいただく場面、これらもありますし、納税者との交渉ということも近い将来出てくると、こういうふうに思っております。

このしかるべき時期というふうなお尋ねでございますけれども、これは非常に微妙な問題がありまして、この相手側、つまり納税対象者との協議、この部分もありますし、それから操業の部分、こういうふうな部分もあります。しかしながら、基本的には操業開始前の条例制定、これを目指していきたいと、こういうふうに考えます。

また、国との協議、これも必要であります。そういうふうな形で、納税対象者との協議が調い、そしてまた国との協議に入る前に条例案をお示しする時期が訪れるものと、このように思いますの

で、今しかるべき時期というふうな形で、いついつごろという状況にはまだ至っておらないところでもありますので、ご理解をいただきたいと思いません。

課税額の予測、これは納税対象者との交渉の中で打ち出していかなければいけないものであるということでもありますので、現時点ではお示しをできるものではないということは何とぞご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

法定外課税の具体的な課税額は、今お示しできないということでありましたけれども、先進地域で課税しているところがあるわけですので、その例を参考例としてちょっとご紹介できないでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当然先進地のものが税率としては参考に、あくまでも参考になるというふうなことでございまして、その税率どおりということではございませんし、さまざまな部分の中で国との協議、また相手方との部分、そういうふうな部分もひっくるめまして進めていかなければなりません。ただ、その税率、これはあくまでも参考、先進地の参考ということで担当のほうからお答えをさせます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） それでは、私から先例ということで申し上げます。マスコミにも報じられておりますので、ご存じかもしれませんが、ただこれはただいま市長が答弁されましたように、予断を持ってもらっても困るわけでございます。あくまでもこれを参考に検討したいというふうなことにすぎませんので、ご了承いただきたいと思えます。

私どもにとって参考になる先例ということにな

りますと、新潟県の柏崎市と鹿児島県の薩摩川内市、この2つの市の例ということになるわけでございますけれども、柏崎市におきましては、使用済燃料の原子核分裂前のウラン重量に1キログラム当たり480円を課税しておりまして、5年間で約23億8,000万円の税収を見込んでいるということでございます。

また、薩摩川内市では集合体1体当たり23万円、1キログラム当たりに換算しますと、およそ500円、5年間で約12億6,000万円の税収を見込んでいるということでございます。ご存じのように、こういう法定外税は、交付税算定の際の基準財政収入額に算定されない、いわゆる100%を収入として見込める貴重な財源ということになりますものですから、私どもとしてもぜひ実現をさせたいと思っているところでございます。ただ、その税率につきましては、ただいま市長から答弁がありましたように、今だ慎重にならざるを得ないということでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

下北・むつ市が原子力半島としてある意味のリスクを負っていることは確かでありますので、地元に対する恩恵、見返りの期待もあるところであります。今の法定外課税につきましては、必ず物にできますよというか、成立させるようにぜひ努力をしていただきたいと思えます。

それでは、最後1点。企業誘致、雇用創出のセールスポイントでありますけれども、地元の熱意に尽きるわけではありますが、あと受け入れ側の自助努力、技術の研鑽、蓄積、資格等、こういういろんな地元の努力も必要だと考えます。それで、旧海軍当時から今に至るまで軍艦、護衛艦の修理等で大湊には技術の蓄積がありますけれども、大いに活用するべきであると思えますので、市長の

所見を、コメントをお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご発言の趣旨は、大湊地区の艦船に対するさまざまな技術力、評価をしたご趣旨のご発言だと、このように思います。その部分につきましても、やはり下北・むつ市経済産業会議の中でもその技術力の部分、そういうふうなものも評価もされておるところであります。しかしながら、この部分のまずPRの仕方、こういう部分が一部の方しかやはり承知していないというふうな部分、こういうところもありますし、こういうふうな例えば艦船だとか情報危機だとか、そういう部分の技術、こういうふうなものもエネルギー関連の事業会社との部分でどういう形でこれがリンクアップできるのか、そしてまた人材育成、どういう形で今進んでいるのか、そういうふうなものをやはり我々としても地元企業の意識調査、そして実態、そういうふうなものも把握をして、各事業、電力関係、またはそれに関連する方々との連携を深めていくと、こういう形になるのではないかなと、こういうふうなイメージを持っているところです。

連携促進というふうな形、これは大いに進めていく。そのためには、我々の手持ちはこうですよと、こういう技術者、人材がいますと、そういうふうなこともお伝えをしていってリンクアップしていかなければいけないだろうと、こういうふうなところであります。行政が取り持つ役目を関係団体と協働のもとで担ってまいりたいと思いますので、いろいろな部分で浅利議員の情報等、また各議員の情報等をご提供いただいて、まず調査、業態、そういうふうなものを我々が把握して、その関連事業者とのリンクアップに努めていきたいと、こういうふうなように思います。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

私の質問の本意は、老若、地域、男女の格差のない社会の創出ということに尽きるわけでありますので、市長の使命感と決意に期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。7番野呂泰喜議員。

（7番 野呂泰喜議員登壇）

○7番（野呂泰喜） 我が国の高齢化率、65歳以上の人口の比率は、2015年、平成27年には26%と、いわば4人に1人は高齢者になります。高齢者のいる世帯の率は平成27年には41%に達すると見込まれ、このうち高齢者のみの世帯が約半分、全体の22%を占めると見込まれております。あくまでも国の高齢化率でありますから、これをむつ市の高齢化率だけに置きかえてみますと、大変大きな数値がはじき出されることと思います。

2006年6月の医療制度改革関連法の成立により、4月から後期高齢者医療制度が実施され、高齢者に新たな、そして過重な負担が生じるとして、むつ市議会は後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書を9月定例会で可決がなされ、内閣総理大臣、厚生労働大臣等々に本意見書が提出されたことに、私といたしまして、またむつ市議会としてまことに意義深いことと思います。

むつ市議会第198回定例会に当たり、通告順に

従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては、前向きなご答弁をお願いいたします。

市長の政治姿勢について、平成の大合併後の検証をお聞きいたします。今我々は、産業構造の変化、少子高齢化、さらには人口の減少時代の到来と大きな時代の転換期に立っております。近年の経済社会構造の急激な変化に伴い、地域間の格差がますます広がりを見せております。本市のように合併しても自主財源に乏しく、電源立地地域対策交付金に大きく依存する財政構造であり、電源立地地域対策交付金を市民に還元すれば、財政再生団体に転落する、このように体力のない新むつ市ではなく、地域ごとの基盤整備の確立を急ぐべきであろうと私は思います。

川内地区、大畑地区、脇野沢地区の現状について、先日私ども議員有志は、新むつ市の財政再建を考え、そして何よりも市民生活の安定、そして向上を第一義に有志5名で各地域に出向きまして、市民の皆様との対話集会を開き、多くのご意見をいただきました。ますますまちが寂れる一方だ、町に活気がなくなった、このままでは地域が取り残されるのではないかとといったように、地域の衰退、人口の流出、特に若い年代層の流出に歯どめがかからない、このような現状、これが合併しても何もよいことがない、合併はしなければよかったという声になるのではないのでしょうか。

そこで、質問であります。合併後早いもので4年目を迎えようとしております。地方交付税は幾らか減額されているとは思いますが、合併前の川内町、大畑町、脇野沢村に対して地方交付税は同様に予算配分されているのか、また過疎債についても同様に地域振興に組み込まれているのかをお聞きいたします。

川内地区、大畑地区、脇野沢地区への支援方についてお伺いをいたします。旧むつ市はもともと下北の中核都市として消費型都市と位置づけ、近

隣の町村の消費によって発展をしてきた経緯があります。それに対して旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村は農林水産の第1次産業が基幹産業で栄えてきた歴史があります。今新むつ市として川内地区、大畑地区、脇野沢地区への第1次産業に本腰を入れ、地域ごとの基盤整備とこれからの開発事業を地域ごとに検討し、今は苦しくとも財政支援をして、具体的な将来像を設定してあげるべきだと私は思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

市長の政治姿勢の第2点目ですけれども、都市計画法及びむつ市地区計画についてお伺いをいたします。

この都市計画の提案制度、近年まちづくりへの関心が高まる中で、都市計画への関心も高まり、住民やまちづくりNPO等が主体となったまちづくりに対する多くの取り組みが見受けられるようになりました。法の第21条の2から第21条の5までに規定する都市計画の提案制度は、住民等が行政の提案に対して単に受け身で意見を言うだけでなく、より主体的、積極的に都市計画にかかわって、また可能とするための制度であり、まちづくりのきっかけをだれがつかるといふイニシアチブを行政のみならず、住民等もとることが可能となったという位置づけであります。

提案制度は、これを契機としてまちづくりや都市計画に対する住民の関心を高め、主体的かつ積極的な住民参加が促されるものであり、この制度の積極的な活用を図ることを手段として、まちづくりへの住民参加のあり方自体をより実質的なものへと高めていくことが期待されております。住民に最も身近な都市計画である地区計画制度と提案制度をあわせて活用することにより、身近な生活環境に対する住民の意向を地区計画の提案という形で行政に示すことも可能になるのだと、こうした取り組みによって、まちづくり全体のありよ

うについて、より広範囲に住民の合意形成が図られることも期待されるものである、これは私は都市計画制度の基本的な考え方であろうと思いません。

そこで質問であります、むつ市地区計画について、現在進められている柳町3丁目に関する用途地域変更並びに地区計画の決定に係る経緯、そして経過についてお伺いをいたします。

最後になりましたが、国道338号宇曾利バイパスについて質問をいたします。下北圏域の産業、経済発展を考えると、道路網の整備はもとより、最も重要な課題であると私は考えておるところであります。とりわけ大湊地域の国道は狭隘であり、なお交通量が年々増加している現状にあり、したがって朝夕の時間帯は渋滞が著しく、歩行者の安全確保の面からしても、西通り地域に住まいする住民にとりましてバイパスの早期完成、そして一日も早い供用開始が強く望まれているところであり、西通り地域住民の総意であり、願いでもあろうかと思えます。

このたび国道338号宇曾利バイパスのうち、市道スキー場線から市道釜臥山線までの約1.2キロが大変長い年月がかかりましたが整備をされ、一部供用が開始されている現状であります。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

これからの見通しについて、故杉山前市長は自治体で同時に2工区は国で認めてもらえないので、市道スキー場線から市道釜臥山線までを釜臥山スキー場拡幅工事として、スキー場のアクセス道路として国・県に特殊改良1種工事として認定させ、バイパス本工区工事への呼び水であると定例会で質問に答弁していましたが、市道スキー場線から1.2キロメートルが完成しましたので、バイパス本来の本工区工事として予算が確保でき得るものなのかをまず1点お伺いします。

2点目は、残り3.7キロメートルに対する作業

手順についてお伺いをいたします。事業を促進するに当たり、用地及び補償について具体的に地権者交渉にいつから取りかかるのか、また何年くらいをめどに完了するのか。残り3.7キロメートルの完成年度目標は、そして最後に総事業費は幾らぐらいになるのか、概算でもお知らせをお願いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

まずご質問の1点目、平成の大合併後の検証について、旧町村地区は経済的にどうなっていると認識しているかとのことでございます。合併後3年半以上が経過し、私としては新市としての一体感が徐々にではありますが、芽生えつつあると感じており、また現段階はむつ市の新たな歴史の歩みを軌道に乗せるための基礎固めの時期であると考えておりますが、時代の流れとしての少子高齢化や低迷を続ける社会経済情勢の中においては、なかなか明るい希望を持たせてもらえない現状にあると感じております。このことは、むつ市全体に言えることではありますが、旧町村地区においては人口減少が著しく、またそれに伴う消費動向の落ち込みや経済の低迷基調を背景とした地元における就労機会の減少などにより、その度合いはさらに大きいものと認識しております。

議員お話しのように、旧町村地区は、農林水産業などの第1次産業を生業としてきておりますが、食、いやしなどといったキーワードにつながる第1次産業は、現在市としても強力に取り組んでいる「むつ市のうまいは日本一」の事業と相まって、農水商工連携の促進を図る取り組みにより、今後魅力ある第1次産業になり、しっかりとした

生活の基盤となっていくことを期待しているところであります。

次に、旧町村地区の基幹的産業である第1次産業の向上のため、合併に係る地方交付税の特例措置や過疎債等について、その分が旧町村地区に使われているかとお尋ねについてであります。野呂議員お話しのとおり、合併市町村に対する財政的な措置としては、地方交付税において特例的な取り扱いが認められているところであります。この趣旨は、合併によるスケールメリットでさまざまな経費の節減が可能となり、ひいては交付税の減少が考えられるものの、経費の節減は合併後ただちにできるものばかりではないことから、合併後15年度間は別々の市町村が存在しているものとみなして計算した交付税額を下回らないようにし、合併により交付税上不利をこうむることのないよう配慮がなされているものであります。

また、普通交付税が意図するところは、これを交付することで財政水準がことなる市町村間であっても、行政のレベルを一定の水準に保つために財源の保証を行うことにあり、市税と並んで市町村における一般財源の大宗を担う基幹的な財源となっているものであります。補助金や地方債、これには過疎債も入りますが、これら用途が特定される財源とはおのずと異なるもので、決して合併市町村個々に分配すべき性質のものではないということをご理解賜りたいと存じます。

次に、過疎債の活用についてであります。これについては、川内、大畑、脇野沢地域が対象区域となっておりますので、旧町村地域における基盤整備にそれぞれ活用を図っておるところであります。

第1次産業の振興という点で申し上げますと、川内地区ではふるさと農道緊急整備事業や宿野部漁港の整備、大畑地区では大畑漁港及び正津川漁港の整備、脇野沢地区では脇野沢漁港等の整備に

とそれぞれ活用されておりますほか、それ以外の分野で申し上げれば、道路整備、消融雪溝の整備、ポンプ付消防自動車の購入、防災無線の整備にと広く活用が図られております。いずれにいたしましても、旧町村地域のみならず、本市にとっての第1次産業はまさに基幹産業でありますことから、生産基盤の整備のみならず販路拡大等ソフト的な面に対してもさらに財源の活用工夫を凝らし、「むつ市のうまいは日本一」の旗を大きく掲げ取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、都市計画法についてのご質問にお答えいたします。現在進められている柳町3丁目に係る経緯並びに経過についてのお尋ねですが、議員ご承知のとおり、本年1月21日に都市計画法に定める提案制度を活用した用途地域の変更とあわせ、地区計画の決定をする内容でありまして、審査のうえ受理し、都市計画法の手續に基づき事務を進めてきたところであります。

本年3月6日に開催いたしました市民説明会においてさまざまなご意見が出されたところであり、私といたしましても慎重に進めるべきと判断し、4月15日に公聴会を開催いたしましたところであり、これら説明会並びに公聴会でいただきましたさまざまなご意見を精査検討し、9月25日には原案を案とする広告並びに2週間の縦覧に供した後、10月27日むつ市都市計画審議会に諮問したところであります。現在むつ市都市計画審議会において審議中であることをご理解願いたいと存じます。

なお、経緯等については、建設部長から説明させていただきます。

次に、国道338号宇曽利バイパスについてのご質問にお答えいたします。第1点目、これからの見通しについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、宇曽利バイパスのうち水

源池大橋を中央として大湊浜町側及び補給所側を合わせて約3.7キロメートルが未完成となっております。この残工区につきましては、大湊浜町側及び補給所側の2区間とも今年度国の補助事業として一括採択され、初年度の事業費として調査費1億円が認められており、本年の6月から7月にかけて3地区に分けての事業説明会を終了しております。残工区の総事業費並びに全線の開通時期につきましては、現在調査設計中であることや道路財源の見通しが明確でないことから、その結果によっては道路予算の配分が大きく変わることが考えられますことから、現段階では明らかにできない状況にあります。しかしながら、同工区の早期完成のため、今後とも関係機関に対し要望活動を強力に進めてまいりたいと考えております。

第2点目の残り3.7キロメートルに対する作業手順については、建設部長から答弁いたさせます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 野呂議員の都市計画法についてのご質問の柳町3丁目に係る経緯、経過について市長答弁に補足説明いたします。

このたびの提案は、商業施設建設であります。現在の用途地域は第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域であり、都市計画用途制限上建設できない場所となっておりますことから、昨年7月に提案制度について市に事前相談がございました。市では、事前相談後この提案について県との協議を踏まえ、都市計画提案制度を活用する条件に該当することから、提案者と協議のうえ、この制度を活用することとしたもので、むつ市都市計画提案制度の手続に関する要綱に基づき、平成20年1月21日に申請され、審査のうえ1月22日に受理したところであります。

提案を受けまして、手続要綱に基づき、市内部で組織するむつ市都市計画提案評価検討委員会を開催したところ、法並びに要綱等に基づいて行わ

れた提案であり、採択することとしたものでありますが、土地利用の観点から一部採用としたところであります。

その後むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例により地区計画の原案を公告し、2週間の縦覧に供した後、1週間意見書の提出を求めましたが、この原案に係る区域内の土地所有者等利害関係者を有する方々からの意見の提出はございませんでした。この間2月8日号の市政だよりにより、用途地域の変更並びに地区計画の決定に係る市民説明会を3月6日に開催する旨の案を掲載いたしております。この説明会には、100名を超える市民の参加があり、関心の高さを実感したところであり、先ほど市長答弁にもありましたように、より慎重な対応をすべきとの市長の指示により4月15日に公聴会を開催し、11名の方々より意見を述べていただいております。

説明会公聴会でいただきました意見の内容を担当課で精査、検討のうえ、7月29日には庁内の関係13課による全庁協議を開催いたしておりますが、異議事項がなかったことから、9月25日号の市政だよりに掲載するとともに、原案を案とする内容を公告し、翌26日から2週間の縦覧に供しております。

縦覧において案に対する意見の提出者は6名ございまして、これらの意見の集約を行い、問題なしとの判断から、これら2件を10月27日、むつ市都市計画審議会へ諮問いたしたところであり、現在同審議会において審議中となっております。

以上が柳町3丁目に係る経緯並びに経過でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、国道338号宇曽利バイパスについての2点目、残り3.7キロメートルに対する作業手順についてお答えいたします。大湊2期工区として平成6年から整備が進められております大湊浜町から桜木町間の約4.9キロメートルにつきましては、

中央部の水源池大橋を含む宇曾利工区約1.2キロメートルが本年3月に完成し、供用されましたことから、補給所側の約1.1キロメートルと大湊浜町側の約2.6キロメートルが残工区となっております。この残工区につきましては、補給所側及び大湊浜町側の2区間とも今年度現地測量、地質調査、設計を実施しております。年度内にも関係者に対し、道路の設計内容を説明し、用地測量のための市有地への立ち入りをお願いしたいと県の担当課よりお聞きしております。来年度は、設計に基づき用地測量及び建物等の調査を行い、関係者に対し、個人ごとに買収面積をお知らせし、用地買収に入りたいとのことであり、できるだけ早い時期に用地買収を終わらせたいとしております。

工事箇所につきましては、用地買収の進捗を見ながら検討したいとしており、未定とのことでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 順序が逆になりますけれども、最初に地区の道路、国道338号の宇曾利工区について2点ほどお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁を聞きますと、1億円の予算がついたということで、来年から用地交渉、用地買収ということでありますけれども、大湊の悲願の道路でありますから、皆さん難航なく用地買収に応じていただけるのではないかなと思っておりますし、私もまたそうあるべく努力をさせていただきたいなと思っております。

ただ、ちょっと先日の市長の答弁で、市役所移転のときに2億円ほどついたという話、私の聞き違いかどうか分からないですけれども、2億円という答弁をしたと。だから、その1億円がどうされたのかなと、そこをちょっと市長、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 事業費として調査費1億円というふうにお話をしたいと思いますけれども、そのような認識をしております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） では、私の聞き違いということで。

市役所移転にかかわって、いわゆる西通り地区、そしてこの国道338号がいわゆる道路アクセスの面だという形で、たしか2億円と聞いた思いがあったのだけれども、わかりました、1億円で、それで何とか進めていただきたい。いわゆる道路というのは予算があって進められる事業でありますから、やはり一日も早い予算獲得がメインであろうと思います。

次に、川内、大畑、脇野沢、いわゆる予算配分、確かに個々にだけはやれないと、地方交付税、確かにそれはおっしゃるとおりだと思う。ただし、余りに旧町村の活気がなくなってきているなど、これもまた一つの現実であります。やはりその部分で若者の流出ということが衰退の要因の一つではなからうか。同僚議員も質問等しておりますけれども、やはり雇用の場がない、働く場がない、これが一つの原点であろうかと思っております。その部分で私はいわゆる基幹産業であります第1次産業、それにやはりもっともつ市として、確かに今は苦しいでしょうけれども、予算を投下して、基盤整備してあげるべきでなからうかなということが私の趣旨でございます。

漁業、水産だけに今回スポットを当てさせていただきます。確かにつくり育てる漁業に100万円ぐらいは予算は補助ついておりますけれども、果たしてそれだけの金額で浮上できるものでしょうか。私はまだまだ足りないと思う。平成18年、そして平成19年度の予算を見ましても、そんなに金額的に変わってはいない。つくり育てて、そして私が一番懸念しておるのは、せっかく育てても、

いわゆる盗まれたりするというそういう現実、そういう漁業の監視体制、若い人を雇って監視をさせて盗まれるのを防ぐ、そういうのも一つの雇用の場の創出につながるのではないかなと思っておりますけれども、市長の考え方を伺いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 第1次産業、私は本当に大切な分野であるというふうな思いをいたしております、私の大きな政策の一つにあります「むつ市のうまいは日本一」、これは第1次産業に対しての私の思いでありますし、政策の大きな柱と常々お話をしているのは、この第1次産業にしっかりと力を入れなければいけない、そして育てていかなければいけない、そういうふうな思いで取り組んでいるところであります。

活気がなくなった、それから産業構造の変化、高齢者、それから人口減少、若者の流出、こういうふうなさまざまなマイナスのイメージ、これをお話しになりましたけれども、これはむつ市だけの問題でなはい、もう全国的な問題としてさまざまな都市で悩んでいる。それを何としても少しでも、一歩でも前進するために私は第1次産業に力を入れて、そして第1次産業に従事する家計の水準を上げ、そしてその中で若者たちがその第1次産業に対しての魅力を感じ、そしてこの地に第1次産業に携わる者として定着をしていくための今第一歩を踏み出した、そういうふうな思いで今取り組んでいるところであります。

また、川内地区、それから脇野沢地区、大畑地区、それぞれの漁業の特徴があります。そのそれぞれの特徴に応じたさまざまな支援、こういうふうなものはしっかりとっておりますし、まだまだ足りないというふうなご指摘、それはなるほどそう思います。しかしながら、これからの当初予算でもさまざまな場面で、それは懸命に努力をし

て、集中的な部分、そしてまた分散をしていかなければいけない部分、そういうふうなさまざまな配慮をしていかなければいけないと。しかしながら、基本は私は第1次産業、山の幸、海の幸、これほど恵まれている地域は日本でもなかなかないよというふうなことは常々どこに行ってもお話をさせていただいております。またトップセールスの意味合いが違うかもわかりませんが、その物販についても私は各地でまた頑張っておりますし、また「むつ市のうまいは日本一フェア」というふうな形で、地元のスーパーさんをお願いをし、そして地元の方々にその1次産品を愛してもらうべく、また啓蒙すべく今懸命に取り組んでいるということは野呂議員もご理解をいただけるのではないかなと、このように思います。

ナマコの密漁というふうな部分、この部分においては、川内漁協がさまざまな手法を凝らして、そして燃油の高騰に対してのその部分で船を動かし、そして補助を受け、そして今漁協のほうも高く全国的に評価を受けて、近々何か賞をもらうというふうなこと、そういうふうなところもそれぞれの単協の漁協の取り組み方、そういうふうなところも意欲も出てきていると。それはやはり基本にむつ市の政策として、「むつ市のうまいは日本一」、そういうところが少しずつでも浸透してきた成果のたまものであるのではないかと、私はこの部分にもっともっと力を入れていきたい、こういうふうに思いますので、ご理解いただきます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、水産振興等にかかわります各庁舎、本庁舎を含めた予算の大枠でございますが、その割合をお知らせ申し上げたいと存じます。

まず1つは、水産振興と、つくり育てる漁業のソフトの部分等になりますけれども、それにあわ

せた基盤となります漁港関係の予算、水産振興費
プラス漁港管理費、プラス漁港施設整備費の3点
の合計でそれぞれの庁舎の予算比率を申し上げます。

まず、本庁舎でございますが、12.6%、それから大畑庁舎56.75%、川内庁舎11.23%、脇野沢庁舎19.39%、ここで大畑庁舎が突出して多いように見受けられますが、これはフェリー埠頭等の用地購入費等がございます、この部分だけが比率的には多くなってございます。その部分を除きますと、ほぼ同じように投資されていると認識してございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） まずわかりました。漁港の整備、それは私は大変ありがたいことだと思います。それはそれでいいと思いますけれども、ただ漁港の整備と漁業者の思いとちょっと違うのかなと。やはり育てるにしても、その環境、いわゆる思いというのは、やはり予算が一つの思いではないかと。予算が多ければ、それはいいでしょうけれども、ある程度の思いの金額が出なければいいものがつくり得ないという、そしてまたその思いを形にする、具現化するためには、やはりそういう専門の人を張りつけて、漁業者のレベルアップと言えば大変失礼な言い方かもしれませんが、そういう形を構築してさしあげるのも一つの、ですから私先ほど壇上から申し上げましたけれども、各地区のいわゆる地区への形を示す、今それを行政が示すべきではないのかなと。全国大変だとおっしゃるけれども、確かに全国は全国、むつ市はむつ市という考え方で市長、物事は進めていくべきではないかなと思います。その部分、市長は私の先ほど述べました質問と大体同じような趣旨の答弁をなさっていただきました。いわゆる各地区の基幹産業であるものの基盤整備をするという形で物事は進めていただけると。いわゆるそう

なると3月の予算にボリューム感が出てくると私は勝手に解釈をいたしますけれども、そのところももう一回お願いをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今私には反論権も、またご意見を申し上げる立場でもございません。ご質問に対して、ご意見に対して答弁のみというふうな立場でございますけれども、ただ1つお話をさせていいただくなれば、漁港の整備と漁業者の思いは違うのではないかというふうなご発言がございました。これは、漁港の整備というのは漁業者の方々の思い、これがまさしく基盤整備であると、私はそういうふうに認識しております。基盤を整備して、そしてソフト面でこれを行政としてどれだけ基盤整備をしっかりとする部分、それを支えていかなければ行政として果たしていかなければいけない。そしてまた、ソフト面の中で漁業者の思いということをよくキャッチし、そしてサポートしていくのが行政のあり方、これが第1次産業を育てる本当の筋道であると、私はこういうふうに考えているところであります。

また、専門の人というふうなお話ございましたけれども、その趣旨の部分、私といたしましては次のように解釈いたしました。各庁舎に専門のエキスパートを配置しろというふうな思いなのかなと思いましたがけれども、当市役所の職員、非常に水産業にも明るい、そういうふうな職員が多くございます。その部分で本庁の中で経済部中心、そして水産課を中心としてさまざま各庁舎にも赴き、そしてその分庁舎におります水産関係に携わっている職員も非常に私は優秀な職員と理解をしていると、こういうふうに思います。その意味からして、私は一層「むつ市のうまいは日本一」、これは海のものに限らず山のもの、そして農のもの、そういうふうなものを育てることによって、私たちのふるさとでこういう誇り得る食があると

いうふうなことを全国に発信して、そしてそれに携わる方々の家計の水準を上げる、そしてまたその家計の水準を上げることによってまちに活気が出てくる、後継者も当然その道に進んでくれるものだろうというふうな思いでの政策展開をしたい。当初予算については、予算を上程した際にご審議をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 市長のその答弁でいきますと、漁業者は確かに漁港整備、これは私も大変ありがたいことだと当初申し上げたはず。ただ、いかんせん、今漁業者の方々が漁業だけでは生活していけない方も多分に出てきておる、これが現実ではないでしょうか。私は、漁港整備はノーとは言っていないです。やはり漁業者の思い、いわゆる生活していけるようなシステム、そして市長がおっしゃる「むつ市のうまいは日本一」だと、そこまで持っていくのであれば、やはりそれなりの漁業者の方に対する思いというのを市長も出さなければいけない、それが私は予算だと思います。

時間が押してきましたので、都市計画法についてお伺いをいたします。市長、確かに4月25日に拙速にやるべきではないということを市長はおっしゃっておりました。私もそう思います。ところが、私もその都市計画審議会委員の一人に入っておりますけれども、都市計画審議会委員に回ってきたのが10月末、そして11月の半ば過ぎに1回事前説明会ということで都市計画審議会会長の配慮で参集をして、共通の認識を持ちましょうよということを話し合いいたしました。そして12月4日に第1回の審議会が開かれ、そして12月22日に審議会が開かれます。それに当たって市長、ここ1点お聞きをいたしたいのですけれども、市長は審議会の会長に対して、結論ありきではなく、大いに審議会の中でもんで、お互いに勉強する場に

してほしいということをおっしゃったそうですけれども、その部分ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまのお尋ね、そういうふうな記憶があるかと言えば、とにかく諮問を、担当部長等も立ち会いまして、文書としてお渡しいたしました。それだけの事実でございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうすると、そういうことを言った事実はないということによろしいですね。それはそれでよろしいでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） どの場面で、どの場所で、どういうふうなお話をしたのかというお尋ねでないようでございますので、私はこの諮問をしたというふうな事実だけあります。その場ではお話ししておりません。だから、どの場面で、いつ、どこで、それは審議会の会長さんにどういうふうなお話をしたのかというのは、ちょっと記憶は定かではありません。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 記憶にないということで、それはそれでよろしいと思います。

いずれにしても、都市計画審議会に回ってきたのが10月末ということで、私このときに疑問を持ったのが、今むつ市には平成7年の都市計画マスタープランがあるわけですね。そして、地区基本計画マスタープランと2つあるわけですが、この今提案されておる用途変更、今市長、我々平成20年度予算で新マスタープランを立ち上げたわけですね。いわゆる平成7年に旧マスタープランがあって、そして今平成20年、平成21年の2年間かけてマスタープランを練り直す、つくり直すということになります。そうなりますと、この今の提案制度で出てきたものを市長はどういう

ふうなお考えで都市計画審議会に投げかけたのか、そこをちょっとお聞きいたします。いわゆる整合性があるのかどうか、新マスタープランと旧マスタープランの。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず初めに、整合性があるかないかということの前に、この提案制度を受け付けなければならなかったこの経緯がございます。これは、都市計画法の第21条の3の規定にありますように、「計画提案が行われたときは、遅滞なく計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断しなければならない」という規定や、都市計画運用指針では、提案者が都市計画の提案から1年以内に都市計画の決定または変更を希望する場合は、遅くとも1年以内に計画提案を踏まえた都市計画の決定もしくは変更を、または決定もしくは変更しない旨の通知を行うべきであると、まずこれが1つございます。ですから、確かに平成7年からのマスタープラン、それから今平成21年度に策定されるマスタープラン、ここについては若干ずれが出てくるわけでございますけれども、まずこれは受けなければならなかった。

そして、整合性ということでございますけれども、我々前にいろいろ説明会等でもお話ししておりますように、あの地区が交通の結節点であると。要するに国道279号、国道338号、将来においては下北半島縦貫道路の交差点ということで結節点になるので、そういうような地域になるであろうということで進めたものでございます。ですから、整合性がとれるかどうか、これからまたマスタープランの作成を見ていかなければわかりませんが、今のところ私たちとしては整合性がとれるものというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 確かに提案制度は、それは出

てくれば受けなければならぬでしょう、それは私も認めます。ただ、私が先ほど壇上で申し上げたのは都市計画制度、この用途変更、このあり方、そして手続上のことを私はちょっと疑問があるから質問をしておるわけです。

と申しますのは、昨年7月から業者さんが県に行き話をしていて。そして、県から今度市のほうに話が回ってきたと。12月に我々議会では都市計画法、あれは第21条の2から第21条の5までの範囲の中で都市計画を変えるか変えないか、用途変更を変えるか変えないかのその手続条例をやったわけですね。そのときの提案理由説明の中で、この制度を行政が新聞報道で知ったと、他の市でそういう制度があったから、これを提案したのだということ行政サイドは言っているわけです、我々の議会に。ところが、調べていくと、そうではなくて、もう7月あたりからそういう話で進んできたということで、私はちょっと違和感を持ってはいるのですけれども、その食い違いの部分、そこをちょっと説明していただければありがたいです。

○議長（村中徹也） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（杉山重行） 地区計画の手続に関する条例の制定についてでございますけれども、この条例につきましては、平成19年12月のむつ市議会第194回定例会に上程いたしまして、ご議決いただいております。むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例については、都市計画法第16条第2項により地区計画の案は、意見の提出方法、その他の政令で定める事項について、条例により定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者、その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するとありますけれども、当市では地区計画制度を活用した事例がなかったことから、この条例を制定していなかったことにより、平成19年12月定例会で制定してい

ただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） おっしゃるとおり、そのとおりだと思います。手続は間違いないと思います。ただ私が申し上げたいのは、議会に対する提案内容と、進めてきたスパンがちょっと違うのではないかなということをご指摘しているだけです。

それともう一つは、先ほど都市計画マスタープラン、そして地区基本計画マスタープランですけども、これは市のマスタープランでもあり、そして県のマスタープランでもあるわけですね。そうやってきますと、市のマスタープランを今つくっておるさなかに、そういう提案制度をまた受ける、用途変更を受けるということは、私はちょっと無理ではないかなと。いわゆる都市計画マスタープランができ上がってからやるべき問題ではないのかなと。

市長、もう一つ私が申し上げたいのは、先ほどの答弁でも出ましたけれども、市役所が旧アークスプラザ、いわゆる国道338号の起点のところに移るわけですね。そして同僚議員からでしたか、警察も動くという話が出ておる。そうやってくると、むつ市の大きい行政機関が2つそちらに行く形になる。これは、もう完全にもう都市が移転してしまうという、機能が移転しまうと。いわゆる今の国道338号、この道路がむつ市の主要道路ということになるのではないかなと。そうやってくると、やはりむつ市自体でも早目に10年後、20年後のまちはこうあるべきだというものを市民に示していく、これが私は行政ではないのかなと。いわゆる基盤整備、先ほどから何回も基盤整備と言っていますけれども、いわゆるそういう形での行政のあり方でいかないと、先にもう開発ありきでやられて、それからまちをつくりましょうといても、僕はなかなか安心はできない、いわゆるラ

フスケッチになってしまうのではないかなと思います。

さっきのマスタープランに関しての県との整合性、そしてマスタープランをつくっているさなかにその提案制度を受けると、これは難しいのではないかなと思いますけれども、その部分1点お伺いします。

○議長（村中徹也） 都市計画課長。

○建設部都市計画課長（杉山重行） 県のマスタープランと市のマスタープランと一緒にではないかという意見でございましたけれども、市のマスタープランと県で策定するマスタープランはまた別個のものでございます。あくまでも市でできたものに対して県と整合性を図りながら県のほうでつくっていくということになります。

マスタープランができてから提案を受けるときではないかというようなご質問でございますけれども、議員壇上でおっしゃったとおり、この提案制度に関しましては、やはり地域の方のまちづくりに関するいわゆる情熱といいますか、そういうようなものを持つことを前提とした提案制度でございます。その辺のところは法の趣旨もかなり旧都市計画とは異なりまして、積極的な提案を受け付けるのだというふうな趣旨でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 日本共産党、横垣成年。むつ市議会第198回定例会に当たり一般質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁よろしくお願ひいたします。

12月8日の麻生内閣の支持率は、読売新聞でも何と20.9%でありました。政権与党の支持率低迷の大きな要因は、75歳以上のお年寄りを差別した後期高齢者医療制度を実施したことと、若者を奴隷のようにこき使える派遣労働を復活させたことにあります。どちらも財界の要請から実施したものであります。後期高齢者医療制度で75歳以上の扶養を抱えている労働者の75歳以上の方の医療費をこれで大企業などは負担しなくてよいようになりました。派遣労働の自由化により、景気、不景気に合わせた生産調整に伴う労働者の増減が楽になりました。いわゆる派遣切り、期間工切りが行われているのが現在の状況でございます。政権与党の支持率低迷を一番心配しているのは、何を隠そう財界大企業ということではないでしょうか。しかし、支持率上昇のためには、財界の言うまま、イエスマン政権内閣ではどうしても国民を痛めつけ、国民から絞り上げなければなりません。財界に物を申す政権かどうか支持率上昇のかぎということ、来年が楽しみであります。

さて、質問の第1点目、本庁舎移転の諸問題についてであります。むつ市財政の健全化の見通しが立ったため進めると言うが、県内で最悪の財政事情は変わりはありません。庁舎移転により財政の健全化はさらにおくれることとなります。それこそ箱物一つとしてできる状況にないのではないのでしょうか。健全化の見通しが立ったため進めるには、余りにも大き過ぎる事業であり、財政悪化の最大の原因になるものです。ただちに見直しを

するべきではないでしょうか、お聞きいたします。

また、本事業により合併後に本来するべき事業ができないという状況にあるのではないのでしょうか。そして、庁舎移転後、財政の健全化を無理に押し進めようとし、市民サービス等が削られたり、職員の給与がカットされたりすることはないのか。また、現庁舎の耐震性が問題、職員の命が危ないと言いながら、現庁舎の改修を進めないのはなぜなのでしょう、お聞きいたします。

質問の2点目、介護保険制度の諸問題についてであります。来年は、保険料の見直しの年です。値上げが予定されておりますが、値上げはするべきでないと思います。これについてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、低所得者に配慮した市独自の軽減制度を創設するべきだと思います。現在の保険料の減免制度に「その他市長が特に必要があると認めるとき」、この1項を設けるべきだと思いますが、お聞きいたします。

質問の3点目、市民サービスについてです。合併後に発行された新むつ市ミニガイドについてであります。敬老祝金が100歳になると50万円支給、また3人目のお子さんには3万円の出産祝金を支給と掲載されております。これが変更なく維持されているのか、それとも変更があったのか。変更があった場合は、どのような対応をしていたのかお聞きいたします。

次には、市役所の窓口サービス向上についてであります。ことしの1月7日から窓口のサービス向上が図られ、6時半まで開庁時間が延長されました。延長された時間帯の利用はどのような状況だったのでしょうか。また、土曜日、日曜日開庁の自治体も出てきているようですが、これについては経費もかなり膨大となるので、利用者との兼ね合いは必要だろうと思います。ただ、またそれと違って現在ふえているのが繁忙期、これは3月

下旬から4月上旬です。この繁忙期の時期だけ土曜日、日曜日開庁というのがふえているそうであり、この繁忙期の土、日開庁はただちに実施して、市民サービス向上に努めるべきだと考えますが、お聞きいたします。

そして、市民の行政に対する要望、苦情、意見等は、業務改善、サービス向上の宝物であります。しかし、行政が市民の意見を無視したり、握りつぶしてしまうならば、宝物はごみとなってしまいます。きちっと答えを返し、改善していく姿勢を示すためにも、だれもが目にすることができる対応が重要です。

今現在、前市政よりいろんな前進している点がございまして。市長への手紙だとか、おでかけ市長室、これについては評価できるものでありますが、さらにもっと前進させて、市役所への手紙という投書箱を設け、それに対する回答、掲示板を設置し、窓口対応の向上を図るべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の4点目、地域経済対策の諸問題についてであります。むつ市の商工観光課のホームページは、あけて見ますと、何と商工の部分はほとんどなく、観光のみが掲載されております。商工業者に対するメッセージは、市として何も持たないのでそういう状況になっているのか、お聞きしたいと思っております。

そして、総務省は平成19年度から頑張る地方応援プログラムというのを実施しております。それに基づいて、ほかの自治体ではいろんな対策をとっております。むつ市はこのむつ市の地域経済を活性化させるために、このプログラムに基づいて何か検討したことはあるのかどうか、お聞きいたします。

そして、最後ですが、中小企業庁は原材料価格高騰対応等緊急保証、こういうものを10月31日から始めました。これは、原材料高騰や売り上げ減

少に対応した、そういう制度でございます。むつ市の業者の利用状況と市の対応はどうなっているのかお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目は、本庁舎移転についてであります。本庁舎移転により、財政の健全化がくれ、財政悪化の要因になるのではないかとのご質問がありますが、これまでも本庁舎移転に係る経費については、財源の内容をお話しし、合併特例債や一般財源の金額についてもご説明申し上げているところでありますが、平成20年度当初予算や6月補正予算において、本庁舎建設の予算計上を保留した理由も、横垣議員が質問されたように、平成23年度の赤字解消がくれないか、他の事務事業に影響を及ぼさないか、また今後の財政運営に支障を来さないか等慎重に検討し、大丈夫であるという見通しが立ったことから、9月定例会における補正予算に計上し、御議決をいただいたわけがありますので、財政悪化の要因となるというご懸念には及ばないものと考えております。

また、平成19年度決算における財政健全化法に基づく4つの指標では、早期健全化団体の基準をクリアしているものの、依然として厳しい財政状況にあり、多くの課題が山積していることも横垣議員同様に重々認識いたしております。しかしながら、平成23年度の赤字解消に向けて、一歩ずつ着実に前進できる見通しにあることから、今後財政健全化法における早期健全化団体の基準となる4つの指標を上回ることはないものと確信いたしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本事業の実施により合併後に計画されて

いた事業ができなくなるのではないかと、また財政の健全化を無理に推し進めて、市民サービス等が削られたり、職員の給与がカットされたりすることはないかとのご質問についてであります。財政健全化については、当市におきまして、最優先課題であり、財源の確保及び歳出の抑制初め効率的な財政運営に努めているところであります。厳しい財政状況の中においても、緊急性のある事業や市民の生活に大きな影響を与える事務事業については、優先的に実施してきているところであります。

先ほども申し上げましたとおり、本庁舎移転事業の実施に当たっては、平成23年度の赤字解消、他の事務事業への影響、とりわけ市民サービスへの影響等については、類を及ぼすことがないよう慎重に総合判断したものでありますので、市民サービスを削ったり職員の給与をカットすることは考えておりませんし、他の事業についても学校の建設事業を初めとして早急に整備しなければならない事業につきましては、庁舎移転事業と共存を図りながら計画どおり実施していく予定でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、現庁舎の改修についてお答えいたします。平成7年の耐震調査結果で現本庁舎には耐力壁を6面増設することが求められております。特に市民課通路側のカウンター部分と執務室内窓側にも耐力壁の設置が必要とされておりましたが、窓口が縮小され、来客者に多大なご迷惑をおかけすることになること、また工事期間中の窓口対応が難しいことから、実施せずに今日に至っております。庁舎が移転するまでの間におきましても、自主的な点検を行い、必要最小限の措置を講じ、執務に支障のないよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、介護保険制度についての諸問題についてであります。議員ご承知のとおり介護保険制度に

つきましては、被保険者の保険料と国、県、市町村の負担金等を原資として介護が必要になった被保険者に対してさまざまな支援サービスを提供し、費用額の1割を利用者に負担していただく仕組みとなっております。したがって、介護保険のサービスを利用することにより、それに相応する保険料の負担が生じるものであり、このことから保険料の見直しをしないで済まないものであります。

また、低所得者に配慮した市独自の軽減策、その他市長が特に必要があると認めるときについては、県内6市において制定されていますが、このうち1市を除いては減免要件の部分を具体的に制定しておりません。いわゆる市長裁量による減免制度ということではありますが、この制度を用いますと、その原資はすべて被保険者による保険料で賄わなければならないものです。したがって、実施に当たっては具体的な減免の条件を整え、その必要性について、全被保険者の理解が得られるものでなければならないものと考えます。

また、むつ市のように高額所得者が少ない自治体では、その負担が低所得者層にまで影響することにもなり、慎重に対処しなくてはなりません。検討の必要性については、担当部長から説明をいたさせます。

次に、市民サービスについての第1点目、新むつ市ミニガイドについてのご質問であります。市民サービスに関する部分の内容変更の有無とその対応はどのようなものかということでございます。

まず、横垣議員ご指摘の敬老祝金ですが、これに関しましては、これまで2度ほど見直しをいたしております。平成18年度に満80歳到達者及び満88歳到達者への祝金を廃し、また今年度からは満100歳への祝金を5万円に減額いたしております。この周知方については、対象者が限定されること

や、受給できる方と対象となる誕生日前に亡くなられ受給できない方への思いもあり、改めて広報周知方は行っておりません。

また、同じくご指摘のありました出産祝金についてであります。これに関しましては、平成17年度をもって廃止いたしております。敬老祝金同様、市政だより等での市民に対する周知はいたしてはございません。

この2つの事業は、いずれをとりましたも、市民の皆様にとって大変身近な制度であります。この身近な制度の縮小廃止をお知らせしないまま今日に至っております事実を重く受けとめ、今後においては私が常々申し上げております市民との協働したまちづくりを進めるうえで最も重要と位置づけております情報公開を徹底してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

この敬老祝金及び出産祝金の減額廃止に至るまでの経緯は、保健福祉部長から説明いたさせます。

次に、市民サービスについてのご質問の第2点目、窓口サービスの向上についてにお答えいたします。

現在市民課窓口においては、出生や婚姻等の戸籍の届け出や転入や転出等の住民異動の届け出をお受けしたり、戸籍の謄抄本や住民票、印鑑証明書等の各種証明書の発行を行っております。また、従来市の業務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっておりますが、本年1月7日からは、本庁舎市民課を午後6時30分まで延長して開庁するとともに、分庁舎では予約制による延長を同じ時間帯で実施し、通常の業務の一部ではありますが、戸籍及び住民票の発行、そして印鑑登録とその証明書の発行等を行っております。

この利用状況についてであります。平成20年1月から3月までの平成19年度の実績は合計408件で、1日平均約7件となっており、平成20年度は中途になりますが、4月から11月までの実績

が合計636件、1日平均4件となっております。件数といたしましては、そう多くはございませんが、来庁された方々からは、仕事を終えてから市役所で用事が足せるようになって助かっているということをご承知しております。少なからず市民のご要望におこたえしているものと存じております。

次に、土曜日及び日曜日、特に3月下旬から4月上旬にかけてのいわゆる繁忙期における窓口の開庁についてのご質問であります。市民の方々からは、どうしても忙しくて日中の仕事の最中に市役所に来るのは難しいという声がございましたので、先ほどの平日の時間延長を実施するに当たり、土日及び祝祭日、そして年末年始の開庁も含めて、昨年7月の市長就任直後から市民の皆様への利便性の向上に資するように検討を重ねてまいりました。

市といたしましても、特に印鑑登録については、その重要性にかんがみ、特にやむを得ない事情のない限りは、本人による登録申請を原則といたしておりますが、やはりそのためだけに仕事に遅刻したり、早退したりすることが困難であることも考えられ、住民票や戸籍の謄抄本等のほかの各種の証明書についても、平成19年に改正された新戸籍法や住民基本台帳法に基づき、なりすましや虚偽の申請の防止、そして振り込め詐欺等の犯罪の素材として用いられることのないようにするためにも、同一戸籍や同一世帯の方による交付申請が第一義とされておりますとともに、その使用については、土地等の投棄や金融機関で多く用いられているようでございますので、これらの期間が休業している土日及び祝祭日については開庁の必要性が低いものと判断し、また旧大畑町では平成15年度に約3カ月間、日曜日の開庁を施行しましたが、来庁される方も少なく、その後実施が見送られた経緯もございましたので、平日の時間延長

を実施することとしたものであります。

しかし、ことしから来年にかけての年末年始につきましては、12月27日から1月4日までの9日間の閉庁と長期になりますことから、29日及び30日の両日は、午前9時から午後4時までの間、平日の延長窓口の業務と同様の内容で市民課窓口を開庁することといたしております。

また、ご提言の3月下旬から4月上旬にかけてのいわゆる繁忙期の土、日の開庁につきましては、県内他市の状況を調査いたしましたところ、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市の5市において実施いたしているとのこととあります。本市におきましても、この時期は主に県職員や教員の方々の人事異動に伴う転入転出、さらに新卒者の就職、就学による転出等で、市民課の窓口が非常に込み合いますが、転入や転出等の住民の移動につきましては、市民課を筆頭に、国民健康保険や国民年金、そして医療関係等の十数課の十分な調整が必要となるものであります。窓口の混雑緩和、特に市民の利便性向上との観点からは繁忙期の開庁も含めて今後もさらなる検討を進め、その対策を講じてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民からの行政に対する要望、苦情、意見等の投書箱及び回答掲示板を設置し、窓口対応の向上を図るべきことのご提言であります。私の市政運営に当たっての基本姿勢の一つとして、広報広聴機能の充実を掲げておりますことは議員ご承知のとおりであります。

まず、広聴の分野では、これまでも市民の皆様から行政に対するご意見、苦情、ご要望をお聞きするため、市民相談、法律相談、行政相談等の各種相談を実施いたしておりますし、市の公式ホームページ内には書き込みができるように設けております。

また、行政連絡員、町内会長、コミュニティー

団体、市政モニター等市民の代表の方々からも貴重な情報やご意見等を寄せていただいております。これに加え、新たに市長への手紙、おでかけ市長室を実施し、既に各方面からさまざまなご意見等を賜っているところであります。この寄せられたご意見等は関係課に伝え、窓口対応や事務事業に活用させていただいております。

広報分野においては、行政に寄せられたご意見、ご要望等、1件1件調査のうえ、文書で回答しておりますほか、市政だよりでも個人情報に配慮しつつ、一部ではありますが、公開しております。

さらに、市の公式ホームページは年明け早々に利用者の立場に立った情報提供を第一義に利用しやすく、検索しやすい公式ホームページとしてリニューアルいたします。リニューアル後においては、生活に密着したよくある質問や意見、苦情に対し、一問一答の形での情報提供とあわせ、携帯電話からも情報を入手できる環境を整えることにいたしておりますが、横垣議員ご提言の投書箱及び回答掲示板設置についても検討させていただき、より質の高い市民サービスに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域経済対策についてのご質問にお答えいたします。まず、むつ市商工観光課のホームページについてであります。現在の内容は横垣議員ご指摘のとおり、観光情報のみの掲載となっており、商工関係の情報は必要に応じ、トップページの行政情報欄に各課からのお知らせとして掲載するにとどまっております。パソコンが普及し、インターネットが社会に浸透している現状において、ホームページの充実を図り、住民の皆様への情報発信に努めることの重要性は強く認識しているところであり、このことから各部職員で構成するホームページ運営検討グループを庁内に設置し、改善等の検討を加えて来年1月5日に公開で

きるよう現在再構築作業を進めております。

リニューアルされるホームページにおいては、ご指摘のありました商工業者への情報として、市が実施している各種融資制度等についてお知らせするほか、消費者や労働者の方々への情報もあわせて掲載する方向で検討を進めており、今後とも見やすく、皆様が利用しやすいホームページとするよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、総務省が平成19年度からスタートさせた頑張る地方応援プログラムについてのお尋ねであります。議員ご承知のとおり、これはやる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して国が支援措置を行うもので、一市町村につき単年度3,000万円を限度として3年間特別交付税措置等を行うものであります。

当市におきましても、平成19年度の第1次募集段階から地域子育て支援センターを開設し、さまざまな子育て相談の受け付けや子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援センター事業、スクールサポーターによる児童・生徒の学校生活支援及び教育相談支援員による不登校児童・生徒に対する訪問指導などを行う学校教育支援事業、国際姉妹都市への中学生の派遣及び訪問団の受け入れ体制の充実などを図る中学生国際姉妹都市交流事業、野猿監視員による生息調査等の実施や悪質なサルの捕獲及び食害防止対策の強化などを行うニホンザル保護共生事業の4つの事業について応募し、いずれも採択され、本年度においても継続して実施しているところであります。

平成19年度の実績では、例えば地域子育て支援センター事業においては、プロジェクト策定時に170組ありました支援センター登録者数が平成19年度末では235組にふえるなど、成果目標に向

かって効果が見えてきておりますし、その他の事業においても、所期の目標に向け相応の効果が出ているものと認識しております。

次に、去る10月31日から始まった原材料価格高騰対応等緊急保証制度のむつ市の業者の利用状況と市の対応についてであります。本制度は原油高に端を発した原材料価格や仕入れ価格の高騰により経営環境が悪化し、売り上げの減少や収益が圧迫されている618業種の中小企業を対象に中小企業庁が20兆円規模の保証枠で実施しているものであります。

この制度では、中小企業者が制度を利用できる要件を満たしていることを市が確認し、認定書の交付を受けた後、金融機関または信用保証協会へ申し込み書類を提出し、融資を受けることとなります。

ご質問のむつ市の中小企業者の利用状況についてであります。12月1日現在では、むつ市全体で34件の認定書を発行しており、貸し付け利率や保証料率は金融機関及び保証協会において定められるため、市では独自に有利な条件とすることはできませんが、市が担当する認定書の発行に当たりましては、中小企業者の立場となり、少しでも早く金融機関への申し込み手続きができるよう迅速な交付を心がけているところであります。

また、担当窓口には制度案内、パンフレットを置いてPRを行うとともに、市のホームページで本制度についてのお知らせを掲載したところであり、今後は先ほども述べましたとおり、見やすく、利用しやすいホームページづくりを進め、商工業者に迅速、的確な情報提供を行うよう、なお一層意を用いてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 横垣議員ご質問の市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、介護保険制度については、平成20年度では9年を経過し、来年度からは第4期目を迎えることとなります。これまで介護保険給付の傾向としては、高齢化率に合わせるようにサービスの量が増加してきており、近年では制度の浸透に伴い、1人当たりの利用回数、利用料が増加し、それが原因で介護給付が伸びている傾向にあります。

介護給付の増加率については、毎年約5%の伸びがあります。第4期計画では、これに加えて既にサービスの供用を開始する予定となっております。老人保健施設の新設、デイサービス事業の新設、既存の事業者の事業拡大等が見込まれること、さらには段階的ではありませんが、国の施策による介護報酬の3%の増加、過疎地等の加算増等が予定されております。このことから、介護保険制度の仕組みを考えますと、被保険者による介護保険料と国、県、市町村による費用負担により成り立つ互助の制度でありますことから、保険料を含む被保険者の応分の負担についての増額が必要であると考えます。

また、保険料については、収入のない高齢者についても賦課される仕組みとなっておりますが、この場合には生活保護の適用が考えられ、介護扶助による保険料の納付が想定されます。また、収入のない被保険者が家族等に扶養されている場合には、その扶養家族の課税状況により保険料が賦課されるものです。このことを含め、保険料負担は外すことのできない制度の根幹となっております。

次に、保険料の減免措置として、「その他市長が特に必要があると認めたとき」の1項を設けるべきとの指摘がございますが、いわゆる市長裁量による減免の部分となりますが、この減免については、これを制度化した場合には、その財源はすべて介護保険料にはね返ることになりますので、慎重な検討が必要となります。

また、第4期計画では、むつ市としての旧大畑町との保険料統一という課題を抱えております。むつ市としての統一した保険料確立のため、基本的な給付以外での保険料の上昇を極力抑えなければならぬものであります。

また、介護保険料については、現状の制度でも介護保険料を減免すれば、生活保護受給者世帯にならなくても済むという境界層証明の手続をとれば保険料が減免になる制度が確立しております。その他収入以外の理由による減免については、災害時の規定がございます。

さきに述べましたように、毎年5%に及ぶ給付の伸びと段階的ではありませんが、国の施策による介護報酬が3%増になるなど、第3期では予想できなかった要件による伸びが考えられることや、また市の介護保険料統一のための保険料上昇をできるだけ抑えるために、第4期計画では市長裁量による介護保険料減免の制度化を見送りたいと考えているものであります。

現在県内の6市で市長裁量による介護保険料の減免規定を設けておりますが、1市を除いては具体的な減免基準が盛りされていない状況にあります。むつ市としては、制定する際には保険料を負担する被保険者が納得できるような具体的な要件を整備して第5期計画に向けて事務を遂行してまいりたい思っております。

次に、敬老祝金及び出産祝金の減額廃止に至るまでの経緯についてであります。まず敬老祝金についてご説明申し上げます。平成17年度当時の県内他市では、満80歳到達者の祝金支給はなく、満88歳到達者では2市のみが実施している状況から、この2つの祝金を平成18年度から廃止したものであります。

また、満100歳の支給については、平成20年度当初、これも2市だけの実施状況となっておりますことから、廃止の意見もありましたが、平成

18年度において満80歳と88歳の祝金を廃止したばかりでもあり、他市ではそれ以外の年齢でも祝金事業を実施していたことから、制度自体は存続するものとしたものであります。

金額については、類似市を参考に5万円が候補となり、また満100歳到達はおめでたいことではありませんが、満99歳で亡くなられた方の家族の心境等も考慮しますと、お祝いについては金額の多寡ではなく、周囲の祝福する気持ちが大切ではないかとの結論に至り、5万円という金額になったものであります。

なお、この祝金制度の縮小に関しては、平成18年6月定例会におきまして、大澤敬作議員の一般質問に対し、今後の見通しとして縮小する方向で検討する旨お答えいたしました経緯もございます。

次に、出産祝金についてであります。出産祝金は子育て支援の一環として、旧川内町と旧大畑町において支給されていたものであります。合併協定に基づき新市全域において在住3年以上で第3子以降の子供を出生した父母の方を対象に祝金3万円を支給していたものであります。しかしながら、近年子育て支援に対する住民要望は、内容の多様化とともに、質的にも高度化しております。平成16年度に実施した保健福祉計画策定のためのアンケート調査においても、祝金のような一時的現金給付より出産からその先を見据えた仕組みづくりやソフト面の対策を求めるものが高割合を占めており、全体的、全国的にも同様の傾向が見受けられました。

これらの状況から、幅広い子育て支援が必要との認識から、平成18年度から新たに対象を乳幼児健診の参加者に拡大し、子育てのための絵本やガイドブック等のセットを配布するブックスタート事業へと発展させ、出産祝金制度は廃止したものであります。

なお、同じく旧川内町と旧大畑町において給付

いたしておりました児童育成支援金支給事業は、支援金証書が交付されておりますことから、引き続き父母及び対象児にそれぞれの地区に在住していることを条件として証書の効力が消滅する平成29年度まで支給することとなっておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） まず、庁舎移転について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

市長のほうも依然として厳しい財政状況というのは認めている。そして、企画部長から出されている依命通達で非常事態、早期健全化団体の基準となる4つの指標は辛うじてクリアしたものの、財政の非常事態であることは変わらないというふうなことを言っているにもかかわらず、この庁舎移転については平成23年度に黒字になるから、これで財政が好転したと判断して建設を進める。厳しいと言っているながら、こういうふうに庁舎に関しては平成23年度には黒字になるから、もうそれで好転したというふうな判断をしたと。そもそも合併時にはどういう判断をしたかということ、議案質疑でもやりましたけれども、合併した5年間なるべく事業を控えようと、それこそ大変有利な合併特例債もそれまでは使わないで、後半の5年間で65億円ぐらいはやろうというふうな計画で合併をしている。ところが、その合併特例債自体もかなり計画が狂っている。狂っているのに、平成23年度には黒字になるという見通しだけでこの庁舎移転は財政好転の見通しが立ったから進めると。どこが好転しているのか。結局合併特例債も本当は使わないという予定だったのにどんどん使って、計画が狂っている。ではこの健全化の見通しが立ったというのはただ単に、平成23年度にブラ・マイ・ゼロになる、それだけで判断したということであつたらうまいかどうかが、そこを確認

させていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 財政状況の件は、これまで庁舎移転に絡んだ議案、そしてまたさまざまな場面で横垣議員にもお話をさせていただきました。財政状況は、平成23年度の赤字解消計画が順調に推移をしているというふうなこと、これがまず前提でございます。それから、先ほど壇上でもお話をいたしましたように、なぜ当初予算で盛らなかったのか、それとも昨年盛れなかったのか、さまざまな状況がある。それは、しっかりと入ってくるものがなかなか不透明感があつたと、そういうふうなものが入ってくるのがわかつたと、はっきりしたということで、しっかりとある程度底は打つたというふうな判断。そして、その庁舎の移転にかかわるさまざまな経費、これらも有利な合併特例債、そしてまたその支払いの年次計画、それらもしっかりと赤字解消計画にのつても、そういう状況であるというふうな、平成23年度には何としても解消したいというふうな形のしっかりとした見通しが立つたと、こういうことで9月定例会に補正予算を上程させていただき、可決をいただき、そして去る12月8日には3分の2という非常に重い御議決を賜つたというふうな経緯はもう既に横垣議員ご承知のとおりだと思います。

そこで、先ほど企画部長のその依命通達の件お話ありましたけれども、あくまでもこれは、しっかりとこれから無駄なものを省くというふうな、それは基本にあるのは赤字解消計画、それに沿つたやり方でしっかりと気を引き締めなければいけませんよというふうな意味合いでの通達でございます。細部にわたつてのことは、その依命通達お持ちのようでございますけれども、そのところにはしっかりと出るものはしっかりと気をつけなければいけない。これは、行政のあくまでも基本的な姿勢でありますし、依命通達として企画部長名

で各部に、各課に渡されたということは、その方針には変わらないというふうな、常に緊張感を持って財政運営をしてくれというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 赤字解消計画は順調に進んでいると言いましたけれども、さっき私が言ったように、合併特例債の使い方は、もう全く計画どおりでないのです。これは、認めますよね。だから、合併してから5年間は手をつけなくて、その後にいろんな事業をやつていこうと。それほど大変な財政状況であつたからということなのです。だから、そこら辺が狂つているのを何も言わないで、順調に進んでいるというのは、この赤字解消計画自体はそういう合併特例債を使わないで、そして平成23年度のブラ・マイ・ゼロ、そういうふうな目的なのです。だから、その合併特例債をもう使つてしまつて、それこそ本来いろんな道路とかやらなくてはいけないのは、別の財源で本当は手当てをしながらの解消計画だつたのです。それを有利だからといってそういうのを使つて借金を先延ばししている。こういうやり方ではない解消計画なのです、最初は。だから、それに反しているのをやっぱりしっかりと認識してもらわないと困るなということです。だから、無駄を省くというのに、ここにぼんと庁舎が出てきてしまつたから、かなり大きい無駄になつてしまつたのです。これがなければ、もっと健全化が早くなつたのではないですか。そういうことになると思うのです。

市長は、財政健全化というのは平成23年度でもう達成したというふうな認識ですか。そうかどうかというだけで短く。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 平成23年度で達成したいという決意を述べたものであります。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番(横垣成年) むつ市には、むつ総合病院に払わなければいけなくて払っていない33億円、これは借金なのですよね。これがある。きのうも話題になったけれども、用地造成事業会計で14億円という。やっぱりこういう大きい2つをきちっと解消してこそ健全化だと言えるのではないですか。ちょっとその考え。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) むつ総合病院に対しては、債務負担行為を組んでおりまして、しっかりとその部分については手当てをしていくというふうな予定になっております。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 市長もわかっているように、夕張市はこういう会計のごまかしをしてああいふふうに破綻したのです。今むつ市がこの33億円に21億円足せば54億円。だから、きのうも言っていましたけれども、だからそこで財政再生団体、指標の20%を超えてもう32%以上、そういうふうな金額、やっぱりこういう会計のやり方自体おかしいと思わないとだめなのです。だから、こういう課題があるにもかかわらず、ただ平成23年度でブラ・マイ・ゼロになったから、もうそれでいい、健全化されたというふうな認識はやはり間違っているのではないかなというふうに思います。

そして、私議案質疑でも言いましたけれども、庁舎移転に当たっては、それこそ地方自治法の第4条第2項にあるように、きちっと住民が利用しやすい位置に定めなければいけないと書いている。この条文を、実を言うと余り庁内で検討はしなかったでしょう。そこをちょっと。ほとんど検討しなかったというのが実態でしょう。ちょっとそこを正直に話してください。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 庁舎の位置について、当然ながら、市民の利便性が高いというふうなこと

は法に基づいて、そのような方向で当然検討されているということでございます。それは、現在の市民だけではなくて、こういう起債等も活用しているわけですから、将来の市民に対する利便性と、こういうふうなことも考えながら、まちづくりの観点で位置を検討しているということでございます。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) だから、ここは本当に拡大解釈ですね。将来ここが中心になるから、そういうことはこの地方自治法の第4条第2項から、一切読み取れないですね。第2条の第16項ですか、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と。市長もこういうのは厳しい方ですよ。「なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」と。第17項には、「前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行為は、これを無効とする」、きちっとこういうふうに書いているのですから、行政はまじめにこの法律を守らないと。

議案質疑で総務部長は、ハイレベルな判断を市長はしたというふうな答弁で終わっているけれども、まじめに本当にこういう法律に基づいた行政をやらなければだめです。実際は、だから何も検討しなかったでしょう。もし検討したのだったら、きちっと書類後で出してください。どの程度検討したのか、きちっと出してください。そこを答弁をお願いします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) まじめに取り組んでおります、しっかりと。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) だから、その経過を書いたものをきちっと提出してください。どうですか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 地方自治法に反していない

かということは、それぞれの担当の中でしっかりと吟味をし、それをこの形で進めてきたわけでございます。

(「書類を出してください」の声
あり)

○市長(宮下順一郎) 書類があるかないかというふうなことのお尋ねですか。その部分については、情報公開条例に従って請求していただければと思います。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) だから、きちっと議会で報告してくださいと言っているのです、そういう経過を、後日でもいいから。なぜ今の場所がだめで、なぜ向こうの場所が住民にとっては大変交通の便でもいい場所なのか。そこをきちっと。だから、きちっとそれを出してください、報告を、議会に。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) それらは、これまでの議会の中でご審議をいただき、議決をいただいてこのように進んできたわけでございます。私どもは、誠意を持ってそれらについてお答えをして、ご理解をしていただいたものだと、このように考えております。

なぜだめなのか。かつて横垣議員は、この庁舎の危険性にお話が及んだときに、教育委員会を移しなさいとかと、そういうふうな部分までのご発言があったように私は記憶いたしております。そういうふうなところで、この部分の庁舎における危険性、これらを認識してそのような発言になったというふうな私は記憶を今ひもといております。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) なかなか出すと言わないということは、やっぱり庁内でまじめにこれを議論していないということだな。そうとしか思えない。だから、きちっと検討しているのだったら、出し

てください。後でもらえるのだったら、今の言葉を私は訂正しますから。今は別に答弁は要らないです。ちょっと時間もないので。

庁舎を移転するとき、今の現庁舎、耐震性が大変問題だと。ところが直さない。ということは、大丈夫なのですよ。まだもつから直さない。ということは、耐震性が問題だと言ったのは、これはうそだということですよ。問題であれば、今学校は改修に入るわけでしょう、いろんな点検をして。だから、問題であれば直すのが当たり前だから、耐震性が問題というのは、これは当面大丈夫だという、ただ庁舎を移転するための口実だったということですよ。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) うそであるかないかのお答えは、うそではありません。耐震性には問題があるというふうなことで、これまでのご説明をしたとおりでございます。

また、なぜ直さないかというふうなこと。12月8日、御議決いただきました。これを見据えた中で二重投資になるというふうな部分、これらもやはり我々考えなければいけない。何億かかるかわかりません。先ほど壇上でお話ししましたように、ちょうど市民課の窓口、国保の係のほうに行くあの通路、壁を入れなければいけない。そしてまた、2階の部分もそういうふうな耐震壁をつくらなければいけない。そういう状況の中で、またお金をかけて、そして12月8日に臨んだというふうなことをすれば、またご指摘を受けるわけです、むだな二重投資をしたと。そういうふうなことをやはり横目ににらみつつ、しっかりとやっていくのが行政のあり方ではないかなと、このように思います。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 命はお金にかえられませんね。だから、二重投資だろうが三重投資だろうが、や

らなければいけないのはやらなければいけないのです。危ない施設なのだから。あした地震あって、本当に死ぬという場合だって想定されるわけでしょう。そのとき大変ですよ、あなた。二重投資の問題ではない。だから、命が優先だったら直すべきでないですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 命は大切であります。ですから、この部分で早く移したかったわけでございます。ご提案もさせていただきたかった。しかしながら財政状況、市民の皆さんの声、また議会のほうでもさまざまそういうふうな部分がありましたので、しっかりとその部分を固め、そして条例の改正を求め、そして今この時間に地震が来ると非常に大きな被害が想定をされます。そのときには、職員等には早く市民を案内して避難をするようにと、それしか今の段階では手を打てないわけでございます。おわかりいただきたいなと、こう思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） ですから、今のこの庁舎移転というのは大変問題を抱えながら、結局はらはらしながら我々この建物に入らなくてはいけない、そういうやり方で、それこそ今直すことが最優先でなければいけないなというふうに、そこを指摘して次に移ります。

地域経済の問題です。商工観光課の方は、むつ市の商工業者、大変激減しているというのはもうご存じかと思います。ちょっとデータ、新しいのがないのですけれども、例えば工業ですとむつ市、平成11年、平成18年度を比較すると、事業所が98から55と半分近くまで減ってしまっている。商店数、産業別法人、個人別商店数、これだと平成9年と平成16年を比較して、平成9年が1,126、平成16年が973と、もう減る一方。ですから、ここで聞きたいのが、本当に何か手を打たないと、私の前に

浅利議員も指摘しておりましたが、やっぱり何か手を打たないと、もう衰退の方向だというのは、この法人、商店、工場、事業所、この推移から見て、本当に痛感しますね。ですから、市のほうとしてはこういう現状をどういうふうに考えているのかと聞くと時間がないので、例えば市のほうで今みんな何に困っているのか、またどういう要望があるのか、こういうのを調査しているものかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今商店数、さまざまなデータをもとにしてお話をなさいました。何に困っているのか。私も本当に小さな商店をやっております。私は、横垣議員以上にその部分においては国の政策のあり方、規制緩和というふうなもの、これをもっともっと声を大きくしなければいけないと。これは、横垣議員以上に、横垣さんもお実家はたしか酒屋さんでございました。そういうふうな部分では共有はしております。何が今一番困っているのかというと資金です。金融です。お金の流れです。この部分は、しっかりと今国の中でも体制をとるし、また先般東北経済産業局の局長さんがお見えになって、各金融機関、頭取、それから理事長等々にお話をしてきたと。その内容は、返済条件を緩和しなさい、5年間のその経営再建、そういうふうな方針を持っているところに対してはしっかりと対応するように、そして業種もふやした、そういうふうなところの国の制度を非常に緩和をしていると。そしてまた、債務者の区分の仕組み、これらについても国がやはり金融機関に対して通知をして、そういうふうな対策をとっている。しかしながら、私たちこのむつ市が地方自治体として何をすべきかというふうなことは、そういう制度があるということを中心商工、そしてまた事業者にお知らせをして、そしてそれをスムーズにしていくというふうな部分をバックアッ

ブするしかないと思います。

私も小企業の事業主として、本当にその部分は横垣議員の党のお力もいただきたいし、そういうふうな思いでございます。しかしながら、なかなかこういうふうな経済状況、これは国際経済の中ではなかなか我々の気持ちが通らないというのも事実だと思います。その部分は私は横垣議員以上に今のむつ市の小企業、事業主の苦しみは理解しているつもりであります。

(「調査しているのか」の声あり)

○市長(宮下順一郎) しています。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 本当に大変な状況であります。むつ市の商工振興費の中身を見ると、なかなかこれでむつ市の商工が本当に振興されるかなというふうな思いがするくらい貧弱な、貧弱と言うと、日ごろ努力している職員に申しわけないのですが、そういう施策としか思えないなというふうに思います。ですから、先ほど私が言ったように、せっかく総務省がいろんなこういうプログラムをやって、答弁は全然商工業と関係ない事業で採択されたということですが、やっぱり商工業もできるわけだから、そういうのをやっぱり国のほうでプログラムをつくったら、しっかり市長のほうで研究させると。そういうことをしないとだめだと思います。

ちょっと時間がないので、原材料価格高騰対応等緊急保証、これについてですが、例えばむつ市でこの中小業者が税金を滞納、分納している、そういう業者は何件あるのでしょうか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 具体的な数について、なかなか今資料の手持ちもございません。正確な数をお知らせしなければいけないと思いますが、今手持ちもございません。しかしながら、さまざまな部分で滞納している方々に対しては、分割の方法だ

とか、その立場になっての考え方、相談をよく受けるように、そういうふうな形、しかしながら公平性は持たなければいけないと。公正、公平でなければ税行政は成り立たないということをしっかりと念頭に置きながら、その部分で滞納なさっている方々、個人の方、また事業主の方々、そういうふうな部分においては、よく話を聞き、相談をし、そして分割をするなり、さまざまな手法の中で税金をしっかりと確保するようにというふうなことはいつも指示しております。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) そういうことを聞いているのではなくて、この今の原材料価格高騰対応等緊急保証というのは、そういう税金を滞納、分納している方の分の金融の融通もできるということも含んでおりますから、ぜひ市のほうでそういう業者をつかんで、つかむことはできますから、そういう方に、来るのを待つのではなくて、こういうのがあるよということで、積極的に出かけていって説明する、この周知徹底というの、やっぱりこういうことから、それこそ我がむつ市の税金も少なくなってしまうわけだから、こういうのをきちっと手当してやるというのが今また求められているのではないのかなというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 滞納している方々には、そういうふうな制度はお知らせいたします、事業主の方に。ただし、その制度、こちらのほうで認定書を出したところで、今度は金融機関の問題になります。金融機関は条件を緩和しているものの、経営をする意欲、それからその5年間の中で再建するとか、そういう後継者だとか、そういうふうなもろもろの中で経営を見るわけでございます、金融のほうの立場とすれば、そういうふうなところも一緒に考えていかなければならないものだ

と、このように私は認識しております。

- 議長（村中徹也） 6番。
- 6番（横垣成年） ぜひそういうことを含めて努力してくれることをお願いして一般質問を終わります。
- 議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の質問を終わります。

散会の宣告

- 議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月13日及び14日は休日のため休会とし、12月15日は中村正志議員、鎌田ちよ子議員、澤藤一雄議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時41分 散会

